

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和4年3月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
教 育 次 長	佃 良 之	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長補佐 松山 由佳

議会議務課長 恒川 祐輔

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、答弁する執行部については答弁に関係のある部長のみの出席としましたので御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森藤文男議員、8番 原喜与美議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（山川直保） それでは、11番 田中やすひさ議員の質問を許可します。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。久しぶりの1番で緊張しておりますけども、よろしく願いをいたします。

この前の日曜日に、ちょうどちからピオのほうに自転車で向かっておりましたところ、ウォーキングをしてみえる方々とすれ違ったり、犬の散歩をしてみえる方とすれ違ったり、また、ウインドパークでは親子連れで子どもと段ボールでそりをやってみえる方がいたり、また、高校生がサッカーしていて声をかけてくれたりして、皆さんと色々な話をピオに伺ったんですが、そのときに強く感じたことが、やはりロシアが奪ったことの大きさというか、日常生活の大切さというものに非常に感じましたし、平和を求めるといことは、しっかりと平和を味わって、しっかりと生

きていかなければならないなということを強く感じました。郡上市議会が、さきの本会議で全会一致で決議したように、ロシア軍がいち早く撤退して平和が訪れることを願いつつ一般質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1点目ですが、コロナ感染防止による保育園、小学校の休校への対応についてを質問させていただきます。

先生方はじめ皆さん方、最大限に注意を払って感染対策を行っていただいておりますが、市内でも10歳未満の感染が顕著であります。全国的にもその傾向が見られて、厚生労働省は、保育所が休園になった子どもをほかの園や公民館で預かる代替保育を行う自治体の財政を支援するなどの新たな対策を先月発表されました。市内でも保育園の休園等があり、自主的にそういった代替保育を行っている団体がありますが、市としては、今後の対応を含めてどう認識しているか、担当部長にまずお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

オミクロン株による感染拡大により、市内の保育園、幼稚園においても園児や保育士の感染者が発生し、休園を余儀なくされる保育園、幼稚園がございました。第6波となる1月から本日までで、実数として11の園が休園を実施されております。休園した場合でも、医療従事者、エッセンシャルワーカー、独り親家庭を対象としました希望保育は継続して行いまして、1月から3月14日の間で延べ260人の希望保育を受け入れるなど、できる限りお預かりできる体制を取っております。

園児だけでなく保育士に感染が広まった場合やクラスターが発生した場合、保育体制が維持できるのかということが一番懸念されます。こうしたことから、国では一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）を創設し、代替保育を実施する保育所などに対する財政支援を拡充しました。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園したため、休園した保育所等の児童をほかの保育所、幼稚園、認定こども園や公民館、児童館などにおいて受け入れて代替保育を実施する場合は、通常保育の補助単価、公定価格を適用するとともに利用者負担を減免する取り扱いとするものとなります。

なお、この事業の対象となる児童は代替保育が必要な児童に限るとされておりまして、エッセンシャルワーカーや独り親世帯など代替保育の必要性が高いものとされておりまして。

この国が示す事業内容につきまして、私立園、公立園の園長と意見交換を行いました。公民館や児童館等の公共施設において保育を継続することについては、保育園として造られていない施設においては、トイレをはじめ机、椅子、全てのものが園児の体に合うものではなく、日々の生活を過ごすことは困難であること。ほかの保育園での代替保育につきましては、保育や幼児教育は子ど

も主体で考えられなければならないもので、子どもと日常を過ごす大人の存在は非常に重要でありまして、コロナ禍において、自らの意思にかかわらず登園を続けなければならない子どもにとって、通い慣れた保育園以外の場所で代替保育士による保育は大きな不安とストレスが伴うと思われること。また、代替保育の対象者とされるエッセンシャルワーカー、独り親家庭につきましては、各園が希望保育で対応をしていること。これらのことから、郡上市においては、現在のところ代替保育士による保育を実施している保育園、幼稚園はありませんが、NPO法人で園児の預かりをいただいているところがあるとの情報をお伺いしております。

その法人ではファミリーサポートセンター事業も受託していただいておりますので、今後その詳細な状況を確認し、感染状況や保育園などの状況を踏まえて、事業実施の必要性も含めて検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今部長がおっしゃったこととか、国の代替保育が必要な部分でエッセンシャルワーカー等に限るといようなお話がございましたけども、現実として、郡上市内においてもそういった状況が見られるということを認識していただいた上でどういったことが対応できるのかということを考えていただきたいですし、実際、お子さん方の負担になるという部分もあるかもしれませんが、保護者の皆さんも大変だということ認識した上でしっかりと対応していただくことを求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、それとまた関連することですけども、国のほうでもそういった事態がありますので、保護者の皆さんが子どもたちを見られるように会社等を休めるような形の仕組みをつくっています。国は、子どもの休校や休園で保護者が仕事を休んだ際の助成金の申請手続を簡略化して受け取りやすくするとしていますが、そういった制度がうまく活用されるためには保護者へのサポート等必要になってくると思いますが、その点について担当部長にお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 休校や休園で仕事を休んだ保護者の方を対象に、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（保育所含む）や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）がございます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（保育所含む）は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、子どもの休校や休園により子どもを世話することが必要になった労働者に対し有給休暇を取得させた事業主に賃金相当額を支払うものとなっております。

申請は、保護者が事業主に助成金の活用を依頼し申請するものとなりますが、事業主が助成金の活用に応じてくれない等の課題が指摘されておりました。そのため、労働局からの本助成金の活用

の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによりまして、労働者が直接申請することができるように手続が改善されました。

労働者の方が利用を希望する場合は、まずは小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口に御連絡をいただくこととなります。それを受けて、労働局から事業主に助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行うこととされています。

また、休業させたことの確認が事業主から得られなければ個人申請は行えないとされておりましたが、事業主からの確認が得られない場合でも申請が可能となり、申請後、労働局において、事業主に休業させたことの確認をすることとされました。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、フリーランスなど委託を受けて個人で仕事をする方が新型コロナウイルス感染症に関連した休校等で子どもの世話が必要となり契約した仕事ができなかった場合に支給されるものです。申請者が、厚生労働省の委託業者である学校等休業助成金・支援金受付センターへ直接郵送して申請をすることになります。

いずれの申請におきましても、提出書類の中には保育園や小学校が休業になったことを確認できる書類が必要となりますので、依頼を受けた場合は円滑に業務を進めるということとしております。

また、この制度が効率的に活用できるように、保育園、小学校におきましてはホームページで周知するとともに、質問等に対応できるようにしております。よろしく申し上げます。

（11番議員挙手）

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。コロナによる休校や休園もあつたり、いろいろなことがコロナによって起こっておりますけども、そういったときだからこそ、やっぱり市民の皆さんの不安に寄り添ったり、市民の皆さんの立場に立った行政を進めていくことが市民の皆さんの信頼と期待に応えることだというふうに思いますので、皆さん方の気持ちは分かっておりますが、しっかりとそれが伝わるような形で取り組んでいただくことを願いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、アウトリーチによる子育て支援についてお伺いをいたします。

厚労省によれば児童虐待が全国的に高まっておりまして、この前の新聞を読んだ限りでも過去最高といった記事が掲載をされておりました。虐待のうち、ゼロ歳児の虐待というものも非常に多いというふうに認識をしています。これは社会構造の変化とか相談体制の整備がされたとか、原因は複雑で多様であるというふうに思いますが、市内でも悩みを抱えた保護者の方は多いというふうに伺っております。また、コロナの影響で、保護者さん同士が悩みを分かち合ったり共有したり、話

し合う機会が実際に減っていることも確かだというふうに思います。

現在、産後の1か月健診とかで保健師さんが訪問したり、3か月健診、6か月健診などが用意をされております。また、産後ケアなどにも取り組まれたりしてみえますが、保護者の相談に乗っている方々のお話によると、悩みを抱えている人は、自らそういったところに出かけて行くことが苦手であるといった声や、どんな支援があるのか本人が御存じないといったことが多いという、そういった声を伺っております。

子育て支援の先進地では、気軽に、また自然な形で相談できるアウトリーチによる支援を行って見えます。郡上市としても、そういったアウトリーチ体制を強化できないか、市として、何に皆さん方が困っているかをつかむ必要があるのではないかとというふうに思います。

例えば、赤ちゃん訪問の際にファミサポのサポート会員の方と一緒に訪問したり、その後、例えば兵庫県明石市のようなおむつ宅配便のような制度と組み合わせて、定期的にサポート会員の方が訪問体制を取ることで、ファミサポ制度の周知とともに信頼関係の構築もできていくんだというふうに思います。

また、おむつは子育ての経済的支援のみならず、それはアイテムとして訪問する理由になる、また受け入れる理由にもなる、人のつながりをつくるアイテムとなるというふうに思います。こうした血の通った支援を行うことが保護者の皆さんの安心につながるとともに、子育て日本一を目指す郡上市としても取り組むべきものではないかなというふうに考えております。

こうした制度について、担当部長はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

全国における令和2年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は20万5,029件で、前年度より1万1,249件、5.8%増えております。過去最多を更新しました。相談の内容別件数につきましては、心理的虐待12万1,325件、全体の59.2%に当たります。身体的虐待5万33件、24.4%です。ネグレクト3万1,420件、15.3%、性的虐待2,251件、1.1%となっております。前年度の件数と比べますと、ネグレクトのみ1,925件のマイナス、心理的虐待が1万2,207件、身体的虐待が793件、性的虐待が174件、それぞれ増加をしておる状況です。

郡上市におきます児童虐待相談件数は、令和2年度10件で、平成30年度17件、令和元年度13件と比較すると減少傾向とみて取れますが、それ以前の年度も含めてみますと、年度により大きなばらつきがある状況になります。令和2年度の内容別で見ますと、身体的虐待が9件、心理的虐待が1件、性的虐待、ネグレクトはありませんでした。

郡上市においても、他市町村と同様に血縁ですとか地縁などの地域とのつながりが希薄となり、子育ての知識や技術等が継承されにくいなどの社会的課題が見受けられます。また、経済的困窮や

世代間連鎖のある虐待など、保護者自身の養育環境の課題などが複雑に絡み合いながら子育てを行い、育児が困難になりがちな家庭もあります。これらの課題等により、子育てをする親が孤立してしまい、子どもが基本的な生活習慣や社会的規範を身につけるための教育を家庭で行うことが困難な状況も存在しています。

国では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応する取組として子育て世代包括支援センターの設置を促進しており、郡上市におきましても令和2年4月より設置し、母子保健と相談業務を基盤にしながら関係機関が連携して、妊娠から子育てまでの切れ目のない取組を進めております。

保健師や利用者支援専門員が保護者と日常性のある関係性を築き、身近な存在として関わる支援をすることで、保護者自らが子どもの養育について最も重要な責任を担っている存在であるという自覚を育みながら、子育てへの関心を高め、力のある家庭へと改善していくよう取り組んでおります。

アウトリーチによる子育て支援としましては、専門性の高い保健師、または助産師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育相談、助言を行う乳幼児家庭全戸訪問事業について、令和2年度215回の訪問を実施、養育支援を必要としている家庭に対して、子育て経験のある養育支援訪問員が育児・家事の援助、保健師等が具体的な養育に関する指導、助言等を行う養育支援訪問事業は、令和2年度実件数で10件、延べ52回実施しています。

令和4年4月から、産後ケア事業におきましては、宿泊型、デイサービス型に加えまして、新たに助産師を自宅に派遣して、出産後の退院早期から母親と子どもの心身のケアやサポートを行うアウトリーチ型に取り組むこととしております。その他、公共施設や児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業も実施しております。

一方で、最近の若い保護者の方には、相談員等に直接会って話すことを拒否される方も見受けられます。ですので、アウトリーチだけではなく、SNSを使つての相談体制の構築も必要になってくると考えております。SNSは、面と向かつては相談しづらいことも気軽に相談できるため、気持ちの上でハードルが下がるとされております。

名古屋市ではLINEによる相談を、若者のひきこもりやいじめなどの悩みについて試験的に実施しており、相談しやすい手段であることが確認できたとして常設の相談窓口を設置したいとされております。気軽に相談できる環境づくりが児童虐待などの防止につながるとした上で、SNSによる子育て相談の実施に向けて検討を始めるともしてまいります。

こうした他市町村の事例も参考にしながら、その効果やリスクも踏まえて、SNSを活用しての実施、アウトリーチによる実施など、郡上市における相談体制を検討していきたいと考えておりま

す。

議員から御提案頂きました赤ちゃん訪問の際にファミリーサポートセンター会員が同行訪問する支援などにつきましては、先進地の事例を参考にしながら、子育て支援を必要としている家庭へ支援をつなげることができるように方法の検討を図ってまいります。

また、アウトリーチ型、訪問型支援を担う人材は、家庭という領域に対して継続的に影響を与えていく能力が求められます。また、一般的に、子どもとその家庭への介入という感覚が保護者に生まれ、他者の意見や助言を受け入れにくくなり保護者との間に障壁ができてしまうことも考えられます。保護者に寄り添うことができ、さらに保護者の特性や場面に合わせて適切な距離感を保つことができるような人材育成を心がけたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 最後のほうの答弁でございました適切な距離感という意味で、恐らくおむつというものが一つの媒介手段になるということは先進地であるならばあるんだろうなというふうに思っておりますし、ただ、SNS含めて、またアウトリーチの対策を含めて、非常に前向きな答弁を頂いたなということを思いました。

もう一つ部長の答弁の中で、子育てに対する責任を感じていただくような話がありましたけども、一方では子育てに対して非常に責任を感じてしまうがゆえという部分もあると思いますし、まさに多様なんだなというふうに思いますし、また養育支援につきましても、顕在化しつつある方々に対する支援だけではなくて、やはり潜在化している段階で日常的に支援をしていくということが——支援というか会話をしていくというか、アプローチをしていくということが非常に大切なんだろうなというふうに思いますので、非常に前向きな答弁だったと思いますので、今の指摘も踏まえながら、よりよいものをつくっていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、大きく2点目の施政方針について質問をいたします。

1つ目が、小さな拠点とネットワークについてであります。

施政方針の中でも、また総合計画においても、小さな拠点とネットワークの考え方は本市の基本的な地域づくりの構想であるというふうに思います。ただ、市民の皆さんと意見交換をしている中で、この市の本意といいますか、思いといいますか、そういった部分がうまく伝わっていない部分もあるんじゃないかなというふうに感じています。ただ郡上市は、コンパクトシティをつくらうとしているんじゃないかとか、様々な意見を伺うことがあります。

小さな拠点とネットワークというのは、人口減少に対応しながら住み慣れた地域で生活していくために、郡上らしいものを維持していくためのそういった取組であるというふうに思っていますが、

重要な構想であるからこそ、そういった市の思いが市民の皆さんに伝わっていくことが非常に大事なんだというふうに思いますし、まさにそれこそが小さな拠点とネットワークを進めていく一番の原動力になっていくというふうに思っています。

そこで、市長から改めて、郡上市における小さな拠点とネットワークの意義と狙い、今後の方向性について御所見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

私たち郡上に住む市民が、これからどんな生活をしていきたいのかということがまず基礎にあって、そしてそのためにはどんな地域づくりをしていったらいいのかということだと思います。そのいろんなことを考えて、一つの方向というものを示したのが小さな拠点とネットワークという考え方だと思います。

どういう地域づくりをしていくかということについては、人口の動向であるとか、あるいは郡上市のこれまで市民の皆さんがどんな住まい方をしてきたか、産業のどんなことに従事してきたかとか、それから郡上の持っている地理的、自然的、そうした条件というようなものを考えて、基本的な考え方を示していかなければいけないと思っております。

そういうことの基本的な考え方として提示したのが小さな拠点とネットワークということで、これは昨年秋に策定をいたしました第2次郡上市総合計画の中でも、後期基本計画というのをつくるのが主眼であったんですけども、しかし根本的な基本構想というところにも、SDGsの考え方もかかるとともに、今回この郡上の目指す地域構造の在り方というものを小さな拠点とネットワークという考え方を示したわけです。

これは一言に言えば、郡上市というのは1つの自治体になったわけですから、一方の大局的な考え方としては一極集中型の、例えば何もかも全部どっか1つのところに機能を集中させて、そして住まい方もできるだけその周辺にまとめてしまうというような、極端なことを言えばそういう考え方もあるかもしれませんが、郡上市としては、先ほど申し上げました地理的、自然的条件、あるいはこれまでの歴史的な条件、そして様々な、郡上市は大変広い範囲にわたっていろんな方が住んでいらっしゃるということを考えますと、どんな地域も切り捨てないで、できるだけ求める生活ができるようにということを考えたものが、言わば旧来の町村を1つのエリアとし、あるいは旧来の町村の中でも白鳥や八幡等についてはかなり広いところがございますので、そういったところについてはサブエリアというものを想定しながら、そういうエリアごとに、ある程度の生活に必要な公的な、あるいは民間サービスも含めてそうした利便性が得られるような、そういう生活構造をつくっていききたいというような考え方でございます。

その考え方については、広報の——この構想をつくったときに——12月号で、しっかりそこにつ

いては説明をしまして、1月に各家庭へお配りをした総合計画のダイジェスト版についても、1ページを割いて、小さな拠点とネットワークというものはどういうものか、そして、それはどういう単位でそういうものを考えているのかということについてはお示しをしたつもりでございます。

したがって、市民の皆さんがコンパクトシティについてどういうイメージを描いておられるのか、あるいは周辺部を軽視しているんじゃないかというようなことを言われるとき、その周辺部というのはどういうことをお考えになっているのかといったあたりのところがちょっと分かりませんが、私たちとしては、今申し上げたような考え方で基本的なまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。周辺部を軽視していないからこそ、小さな拠点とネットワークという地域づくりの構想を示しているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

これについて、まだ市民の皆さんがいろいろ御心配をいただいたり、そういう受け止め方をしていらっしゃるということは、言葉の問題とか、あるいはそれぞれの言葉でどういうふうなことをイメージしておられるか分かりませんのであれですが、まだまだPRというかそういうことが足りない点もあるので、いろいろ地域協議会とか自治会とか、そういったところの皆さんをはじめ、いろんな意見交換をしながらつくっていききたいというふうに思っております。

ただ、目指すところはしっかり示したつもりですが、なかなかこれを進めていく手法、手段、こういったものについては住民の皆さんのお取組も必要ですし、公的な私たちの取組も、公共施設のこれからの配置というものをいよいよ集約していったりなんかするときに、しっかりその理念が具現化されていくかということが大事だというふうに思っております。

現在、八幡町のサブエリアとしての西和良地区、あるいは白鳥町のサブエリアとしての牛道地区で、いろんな市民の皆さんがそうしたものの在り方を検討していただいておりますし、全市的には——大変これもありがたいと思っておりますが——郡上市Society5.1というそういうグループの皆さんが、本当にいろんな点を考慮しながら水準の高い議論をしていただいておりますので、そうしたところとも十分意見交換をしながら、当初のこの基本構想で打ち出した小さな拠点とネットワークというものをみんなで目指していきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） この点に関しましては、例えばあしたから、その小さな拠点とネットワーク構想ができるかといったらそういう話ではないので、市民の皆さんとしっかりと議論を重ねながら、そういった方向性の中で、まさに郡上らしさを後世に受け継いでいくための小さな拠点とネットワーク構想を目指していくということになっていくんだというふうに思いますけども、今日、市長からそういったお話が聞けてよかったかなというふうに思いますし、また、こういった議論を進めていく中で郡上市のあるべき姿が皆さんで共有できて、そのためにみんなで行動できればなど

いうふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今の議論とも関係がございますが、続きまして公共施設の問題についてお伺いをしたいと思います。

施政方針の中で市長は特に重要な課題である公共施設の適正配置に向け、現在、施設の統合や配置等の実効性を高めるための行動計画の策定を進めておりますが、施設間の調整や利活用に向けた展開などの調整事項が多いことから、策定作業を1年間延伸し、同時に進めている施設を長く保つための保全計画と併せて令和4年度中に完成を目指しますということを述べられています。

そもそも財政面の課題から、この適正配置計画という部分が出てきた面もありますが、今後、学校の統合、また偕楽園の移転、さらには特別支援学校の移転等によって施設の跡地を今後どう活用していくかという部分が、今の小さな拠点とネットワークの議論にも絡み、さらにはその地域の活性化においても非常に重要になっていくというふうに思っています。

市は、この利活用の在り方についてはサウンディング型市場調査などの手法を用いて、民間の皆さんの知恵や力を生かした利活用の在り方を考えてみるというふうに伺っていますが、今後の具体的な進め方について担当部長にお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えさせていただきます。

現在、公有財産の設置や取得、譲渡、廃止などの処分につきましては所管する各部署を中心に必要性の検討を行いまして、重要なものは政策会議に諮り、議会等への説明を経て決定するという一連のプロセスを図ることとしていますが、公有財産を横断的な視点で協議、検討することは、施設の再編や再配置の加速に伴って、今後、一層重要になるというふうに考えられます。

このため、公有財産等の有効活用や処分等の在り方を審議し、方向づけする庁内会議であります公有財産等検討委員会を設置しておりまして、この検討委員会において行動計画に掲げられた施設廃止後の有効活用、また処分について財政面や効率性、地域性等を考慮した方向性を決定することとしております。

具体的には、該当する財産について、市の他の用途で使用する必要はないか、地域で利活用したほうが効果があるのではないか、もしくは民間事業者に対しサウンディング型市場調査による意見聴取により貸し付けたほうがいいのか、場合によっては譲渡したほうがメリットはあるのではないかなど、市民や民間業者を含めた様々な分野から多角的な視点やニーズを踏まえた上で協議、検討した方向性を検討委員会が庁内案として決定することとなります。

このような方向性の検討に当たって、現在ガイドラインの作成を進めており、この中で決定プロセスやサウンディング型市場調査の在り方なども示していきたいというふうに考えてございます。

今後発生してくる市有施設の跡地利用の検討スケジュールにつきましては、現段階では詳細な計

画がございませんので、大変申し訳ございませんが、大和統合小学校に伴う跡地につきましては令和6年度の開校予定であるため、これまでには跡地利用についての方向性を示したいというふうに考えております。

また、偕楽園の移転先につきましては、大和統合小学校の跡地で検討を進めているところでございますが、令和4年度のできるだけ早い時期に正式に決定をし、その後に残った小学校跡地の利活用について検討を進めたいというふうに思っております。偕楽園自体の跡地利用につきましては、現在、移転先を検討中のため詳しくは申し上げられませんが、施設移転までには方向性を示したいというふうに思います。

それから、市民や民間からの跡地利用の提案につきましても、どのような形で市から立地や施設の概況などの情報を提供し、どのような形で地域や市民の意向、提案等の意見聴取をするのかについては、具体的にまだ決まっております。広報でお知らせするのか、それともホームページで募集するのかなど、まだはっきりとは申し上げられませんが、いずれにしましても市民に募集する際には事前にお知らせをしたいと思っておりますので、その時点で提案を頂ければというふうに思います。

また、地域審議会や自治会等に対して、地域振興につながるような利活用についての御提案を頂く機会も必要というふうに考えております。

跡地の有効活用に向けた検討については、民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性を把握するサウンディング型市場調査を取り入れるなど、企業や団体等と連携した柔軟な活用を検討したいというふうに考えていますが、その進め方等については現在ガイドラインの策定を進めているところであるため、申し訳ございませんが現時点でははっきりと申し上げることはできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） もちろん市民の財産でありますので、市がほかの行政目的、市民のために公共性の高い部分で用いるという部分に関しては非常に大切なことで、それに対しては大事な観点なんだろうと思いますが、ただ、それを民間に任せたい方がいいのか、またさらには民間がどういう形で活用していただけるのかとか、地域がどういうふうに活用していくかという部分の知恵に関しては、早い段階でなるべく市のほうに届けてもらうような形にしないと、行政が思っていること以上のものを民間の皆さん考えていただけるかもしれませんし、それが市民の皆さんや地域にとって、より有効な活用になるということもありますので、なるべく早い段階で民間の知恵をもらうようなスキームをつくっていただければなというふうに思っておりますが、よろしくお願ひをしたいと思いますというふうに思います。

こういった跡地活用がうまく進んでいくことが、公共施設の適正配置を進めていくことにもつな

がっていくというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思ひまして、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

（午前10時10分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 美谷添 生 議員

○議長（山川直保） 18番、美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） おはようございます。今年の冬は大変雪が多くて、いつになったら消えるのかなというふうに思っておりましたが、ここ二、三日、雨もかなり降りました。そんな中で着実に春が到来するというので、非常に自然の恵みと申しますか、実感をしているところでございますが、今回は2点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、固定資産税の公平、公正な課税についてということであります。

固定資産税は普通税として市町村の重要な財源ということであります。そして、毎年5月頃に、その年の1月1日時点の土地の所有者に納税通知書が送付されてまいります。それには、記載事項に不服がある場合は3か月以内に不服の申立てができるというふうな規定となっております。

そこで、郡上市において不服の申立てはどのぐらいあるのかということ、この件数と内容についてお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えさせていただきます。

これまでに固定資産税に対する不服申立ては3件ございます。いずれも高鷲町の雑種地、別荘地の関係なんです、固定資産税に対する不服申立てとなっております。

まず1件目につきましては平成22年度に申し立てがありまして、固定資産評価審査委員会による申出棄却の答申に基づく棄却の決定がされているものでございます。

2件目につきましては平成30年度に申し立てがありましたが、その後の説明によりまして、申出が取下げというふうになってございますし、3件目につきましては今年度ですが、申し立てが通知受け取り後3か月以内、先ほども申されましたが、3か月以内に行わなければならないところが、期限

経過後に申立てがあったということで不受理の決定をしました。ですが、申立者には別途、課税根拠等の説明を行い、内容については理解をしていただいたというものでございます。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） 予想どおり、申立てはあまりないということではありますが、納税義務者は市の課税ということに対しては信用をしておるというふうに思っておりますので、ここ10年来でも3件あったかというようなことでありましたが、私は先ほど言いましたように市の課税を信用しておるということで、課税内容を精査するというようなことは、あまりないのではないかとこのように思っております。

そして、個人の所有地で公共用地として利用されているような土地も見受けられるというふうに私は承知しておりますので、現況課税というのが基本であるというふうに認識しておりますので、その現況の調査はどのような形でしてみえるかということについてお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） お答えをさせていただきます。

まず、固定資産税ですが、課税しない措置には減免と非課税の2種類がございます。減免措置につきましては、地方税法第367条において規定されておまして、その対象者については、「天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免の必要があると認める者、貧困により公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例に定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」というふうにされております。

この法律によりまして、郡上市では、郡上市の税条例第71条において、生活保護を受けている者や公益のために直接使用されている固定資産、災害により価値の減じた固定資産について減免する旨を規定してございます。

また、減免をしようとする者は減免申請書というものを提出しなければならないこととなっております。公益のために直接使用している個人所有の固定資産について、実際に減免しておりますのは集会所敷地として無償で提供されている1件のみでございます。御本人からの減免申請によりまして減免をしている状況であります。減免は毎年申請ということになっておりますので、5月に送付する納税通知書に減免申請書を同封し、送付しているところであります。

なお、自治会所有の固定資産税に対する減免では、市内43自治会所有の固定資産について減免をしている状況でございます。

もう一つ、非課税措置につきましては、固定資産税の非課税の範囲が地方税法第348条第1項において「市町村は、国並びに都道府県、市町村・特別区、これらの組合・財産区及び合併特別区に

対しては、固定資産税を課することができない。」というふうにされております。

また、第2項では、これを有料で貸し付けている場合は固定資産税を課する旨が規定をされています。

このように、基本的には資産の所有が公的な団体である場合には非課税としている状況でございます。

しかし、公衆用道路などの新設において民地を取得し、1月1日の課税期日時点において所有権移転登記が完了しておらず、登記名義が従前の個人名のみであるような場合は、設置者である県や市からの課税除外届によりまして、公共用の面積部分について非課税とさせていただいているところでございます。

このように法及び条例に基づいて、減免の場合は減免申請により、非課税の場合は法に規定された公的な機関所有の資産に対し措置しているところでありまして、道路において未登記物件が存在するような場合は、公共部分の面積についての課税除外届によって非課税扱いをしているところであります。

したがって、不利益は生じていないというふうには考えてございますが、所有者の方には毎年送付する納税通知書に同封の課税明細書をいま一度御確認いただきまして、万が一、非課税対象の物件があった場合には、お申出いただければ、確認の後に非課税とすることは可能でございます。

また、その結果、還付が発生するのであれば対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、現況の確認につきましては、航空写真から、あとは地上からでもって現況を、税務課の職員が確認をしている状況でございますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長(山川直保) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ただいまの現況の確認については、航空写真等を確認の資料としておるといふような答弁でしたが、私は、かなりあるような気がしてならんわけです。今、ほとんどないような答弁でしたけれども、この道なり地というのは正式な言葉かどうか分かりませんが、旧町村のときは特にそうだったと思いますけれども、道路の開設あるいは改良をする折に用地買収をせずに、寄附あるいは利用許可というような形の中で事業が実施されたことがかなりあるということで、その折に登記事務はしていないというところがかなりあるという中で、そこが道として使っておるといふことで道なり地ということ、今、部長が申された非課税という形であると思うわけですが、それが正確であるかどうかということについては現場を検証してもらわんと分からんのではないかというふうに思いますが、この実態については把握のしようがあるのかないのか分かりませんが、この道なり地について、どのような見解でおられるかお聞きをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、今、美谷添議員がおっしゃったように古い時代には、恐らく当時、事実上の、歩いて通ったり、本当に狭い道で、いわゆる里の道、「里道」と書きますけども、そんなような道があって、そういう道を地域の皆さんの要望に基づいて拡幅をしたり真っすぐしたりとか、いろんな形で道路が整備をされてきたんだろうと思います。

そして、その際に恐らく地域の要望としては、必要な土地は寄附をするから早くやってくれというようなこともあったのではないかと思います。そういうような形でいろんな道路が整備されてきたりなんかして、そういう中で、恐らくきちっとした所有権移転というような手続、あるいはそれに基づく登記の処理というようなものがなされないで、御指摘のように、現在、実質的には道路敷地になっているけれども、登記の上では個人の所有地になっているというようなところ、いわゆる未処理のところがあるのではないかとということでございます。

これは、これまでも、例えば清水議員からも大分前にそんな御質問も頂きまして、そのときも答弁をいたしておりますが、合併をする際に各町村ごとに、おおよそそういうような土地はどれくらいあるのかという報告を求めたという経緯はございます。

そういう中で、恐らく正確に一つ一つ勘定したというわけではないと思いますが、旧町村ごとによって数も違いますけれども、おおよそ2万2,000筆ぐらいあるのではないかと報告が、その合併当初、受けていたということではございます。これは前にも答弁をしております。

そういう中で、さすれば現在、公益的な道路の用地として使われているものということですから、所有権をしっかりとしておくということもございまして、それから御指摘のように課税の問題というものもあるというふうに思っております。

したがって、先ほど総務部長が答弁しましたように、市の側で具体的に、ここは道路の用地なり公共の用に供されている土地であるというところについては、市のほうから、それが認識していった場合には課税免除という手続を取っているということですし、また一方、土地所有者の側からすると、そういう固定資産税を課税されたときに、ここはちょっとおかしいんじゃないのということがあれば、そういう申出をしていただくという形で処理をするという形になっているわけでございます。

郡上市においては、そういうことで確かに処理を必要としておりますので、毎年、そういう未登記の土地について一定の処理をいたしております。これまで取り組んできた実績からしますと、ほぼ毎年200筆前後というような形で処理をしてきておりますが、これで計算しますと、しかし、大変時間がかかることでもありますし、それからもう一つは単に図上で処理をするとかそういうものではなくて、非常に手間もかかるというようなものだというふうに思います。

実際に、いろいろと不動産登記上のルールも変わってきて、例えば、一部道路敷にかかっている

というようなところを分筆するという形になりますと、境界をしっかりとその所有名義、あるいは相続人の方に立ち会ってもらって確定をしたり、それがさらに外へはみ出している場合には、その分筆した後の残地も含めて、きちっと測量をして処理をしないといけないというふうにルールが変わってきておまして、例えば、一部かかっているけれども、相当、広大な1筆の中の土地があるというような場合には、それもきちんと測量をしないといけない。あるいは、さらにそういう土地についての隣接地の所有者との境界も確認しなければならないというようなことで、大変、時間と労力を要する作業ということでございまして、市のほうとしては、できるだけそれを把握した時点において適切な処理をしていくという形を取っております。

それが分かるのは、今、改めて道路の拡幅とか、いろいろ改良をしようとして、その地籍図を見たときに気がつくとか、あるいは市民の皆さんからは、例えば相続をしたときに地籍図を見たらこういうふうになっていて道路の中に入っているんじゃないかとかというような、気がつかれるという形で申出を頂く場合もありますし、あるいは様々な土地売買に伴って一定の道路敷に、地籍図上、個人の土地がかかっているというような場合に気がつくというようなこともあるということで、様々な今おっしゃったような点を認識した時点において、しっかり、できるだけ早く、その処理をしまいたい。

これからも、一挙に、これをしらみ潰しに全部やっつけようとする大変な労力と予算もかかりますので、なかなかそこまではいきませんが、可能な限りの処理はしていきたいと思っておりますし、それからもう一つ、先頃、民法改正に伴う不動産登記のルールが変わりまして、令和6年の4月から、相続をした場合に、その相続について認知をしてから3年以内に必ず相続登記を関係者はしなければならないという形で相続登記が義務化をされて、もし、それを怠った場合には10万円以下の罰金も科されるというような形で制度が変わってまいります。こういうような形で、相続というものを契機にして、いろいろと登記上の土地所有者の意識も、しっかり向けていただけるのではないかと思いますので、そういったことを契機にした形で、しっかりそういう問題を認知して処理をするという端緒も開けるだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この問題は所有権そのものの問題と公平な課税の問題と両方含んでいきたいと思いますので、可能な限りの努力をしまいたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。

今、相続登記が義務化されたというようなことで、問題は別に解決しませんけれども、その相続されるものについても、前の状況と同じものが相続施策にかかっていくということでありますので、今、市長は、なかなか労力も時間もかかるというようなことでしたけども、これはやっぱり場所等

を指定しながら、順番に直していくという姿勢がいただきたいと思うわけですが。

実は、先般ある土地の購入をすることとなりまして、購入予定地が道路敷であったということが判明しまして、その所有者の人は長年にわたり課税されていたものですから、税は支払ってみえた。そう大した額ではなかったと思うわけですが、この土地については、幸い是正をされることになりましたので、よかったわけですが、これがどうしてそういう原因ができたかという、公共の道路拡張というような時点が原因でありましたので、そのように対応していただきましたので、その件については解決したわけですが、まだまだ、ほかに、いろんな事情でそうなっているところがあると思いますので、これは計画的に台帳の整備をしていかれるよう望むわけですが、先ほど答弁ありましたので、とにかく、このことについては取り組んでいただきたいことをお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、農業振興策についてお伺いをいたします。

郡上市は海拔100メートルから1,000メートルまでぐらいに耕地が点在をしております、気候も変化に富んだ状況にあります。郡上市の農業は、今後どういうふうにしていったら夢や希望のある農業関係になるかと。今年の上市長の施政方針の中にも基幹産業として大事であると、いろんな施策を打っていくというようなことで書いてありますけれども、ここで退職される農林水産部長は、農業行政にも農業事情にも精通をしてみえた大変な事情通であるというふうに高く評価をさせていただいておりますが、退職に当たり、今後の郡上農業の可能性と夢ある農業経営等についての御見解をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、御質問に対してお答えをさせていただきます。

まずもって、こういった御質問、回答できる場面をつくっていただきましてありがとうございます。若干、予定した時間よりは少ないので、限られた時間の中ですが、精いっぱいお答えをさせていただければと思います。

まず、郡上の可能性と夢ある農業経営、今後の方向性ということで3点、1つはデータから見る郡上の農業の現状、そしてそのポテンシャル、2点目は夢ある農業経営の頑張ってみえている事例、3点目としては今後の方向性という形の中でお話をさせていただければと思います。

1点目の郡上の農業の現状ですが、過去20年前、郡上の農地の耕地面積は3,243ヘクタールです。10年前は2,980ヘクタール、そして直近、令和2年の農業センサスの数値でいうと2,870ヘクタールということで、こちらは県内7位の面積となります。20年前から10年前の大きな減少については、調査する対象が全農家対象から少し絞った形の調査になったことによる減少が主なところですが、それでも同一基準の10年前と比較して110ヘクタールほど面積が減っておると。主な原因は、やっぱり転用というような形、あるいはこの調査は属人主義ですので、市外から入り作で郡上に入

られている、その結果がこの数値の減少につながっております。

次に、農家数、いわゆる販売農家数をお話しします。こちらは20年前は2,791戸、10年前は1,989戸、そして、これも直近の令和2年は1,241戸と、これも大きく減少しているということです。この要因については、いわゆる農家の高齢化ということもありますし、予想以上に担い手への農地集積、そういった経営移譲が進んでおることを表しております。

さらに、農業の産出額、これは農業のGDPとも言えるものですが、それぞれの主要作物の生産量に対して国が市場価格を推計した数値で掛けたもの、その積み重ねになりますが、こちらも平成27年は郡上市全体で48億8,000万円、そして、一番公表されている近いデータ、令和元年度で、こちらは56億3,000万円と、5年の中で7億5,000万円増加をしております。こちらの数値は県内5位です。

ちなみに県内の状況は高山市が断トツで234億円、次いで岐阜市が78億円、中津川が72億円、そして意外にも瑞浪が養鶏がありまして64億円と、その次が郡上市になります。

56億3,000万円の内訳でいうと、お米が11億4,000万円、これは県内8位の数字です。そして野菜については15億7,000万円、これは県内で3位の数値です。あと畜産で24億3,000万円、こちらも県内5位ということでありますので、生産基盤である耕地面積が県内7位に対して産出額は5位であると、それが郡上市のデータで示すポテンシャルだと思います。

続いて、夢ある農業経営については個別の事例をお話しさせていただきます。一つは大根です。こちらは郡上かるたにも三白産業とかうたわれ、特許庁の地域団体商標にも「ひるがの高原だいこん」として登録もされ、来年50周年を迎える郡上の振興作物であります。

ちょうど10年前、組合農家数は29戸、栽培面積は95ヘクタール、出荷量は5,395トン、販売額は4億5,635万円、キロ当たり単価で85円と。ちょうど10年前は過渡期でありまして、前年と比較して農家数も減り栽培面積も減り、また、高温障害的に品質的な課題もあった時期であります。

これ以降、また組合の中で努力もされ、市としても高温対策への支援も行った結果、コロナ禍は始まっておりますけど、令和2年の数値につきましては、農家数は22戸と減りました。栽培面積は77ヘクタールということで、外国人技術研修生の来日が不可能になったことにより栽培面積が減っております。出荷数も3,782トンということで減っておりますが、販売額は4億7,116万円、キロ当たりの販売単価は125円と非常に御健闘をいただいております。直近の今年度、3年度も農家数は22戸で変わらず、栽培面積は代替労働力を確保されて83ヘクタールに増えたと、出荷量も4,356トンと増えております。販売金額も、それにつれて4億9,645万円と、こちらも伸びておるということです。

どうしても農家数は減っておりますけども、1軒1軒の農家の割合で見ますと、24年は1戸当たり販売額が1,573万円、栽培面積が3.2ヘクタールであったものが、令和3年は販売額が1戸当たり

2,256万円、栽培面積も3.7ということで、大きく集約化が進んで1戸当たりの経営規模は伸びてきたということです。

こちらについては、来年度、国の補助事業を活用して、強い農業づくり総合支援事業の中で基幹施設の改修やら洗浄施設の導入という形の中で支援をさせていただきながら、将来的には組合自身を法人化するという形のことも視野に入れながら、効率的な経営、さらなる発展を目指しているところであります。

もう一つは夏秋トマトがあります。こちらは10年前の24年で組合員数が44名、収量は422トン、販売額は1億3,300万円ほどです。今年、令和3年は組合員数は43、収量は414トン、販売額は1億2,500万円、10年前と比べて組合員数は大きく増減ないように見えますが、実は世代交代が進んでおりまして、27年には農協さんのほうでトマトの学校という研修施設を造ったことによって、多くの新規就農者がトマトに従事をされておる。ですが、今年と比べると若干落ちてはいますが、若い世代の中で、意欲ある形の中で、今後、盛り返していくということを考えております。

あとは郡上南天も特色あるものですが、これは過去19年間の累計になりますが、販売額が3億5,000万円ほどになります。年間当たり1,840万円ほどです。ナンテンというのは不思議なもので、奇数年がいわゆる豊作、偶数年が不作の繰り返しでした。偶数年に当たった令和2年は19年の中で最も大不作ということで、出荷数も1.2トンしかありませんし、売上げも200万円足らず、過去最低の状況でした。今年が表年ですので、これが復活するかなと思いましたが、今年も残念ながら不作、出荷量は8.3トン、過去から16番目の数値です。

しかしながら、郡上南天という先人の方がやってきたブランドが市場としては高く評価されて、出荷量は少ないですけども、逆に販売単価は、令和2年は秀品で1箱7,788円、これ19年で過去最高です。3年も6,217円、これも過去2番目ということで、苗高ということはあるんですが、やっぱり郡上のブランドということで頑張ってきたこと、一つつながっておると思いますので、今後は新色とか、そういった課題はありますが、名前のおり、「難を転じて」いけるようにしたいと思います。

あとは新規就農者の事例ですけども、こちらは24年から国の、いわゆる青年就農給付金という支援制度を活用して支援をしております。延べで18名、内訳として男性が13名、女性が5名です。このうち移住者が11名、Uターンが3名ということですし、主な内容はトマトが11名、露地野菜が2名、その他という情勢です。

あとは27年から、同じように県の支援制度で後継者就農、新規就農者の支援をしておりますが、こちらは延べで25名です。内訳は女性が6名、男性が19名、このうち移住が7名ということで、非常に若い世代の農業への参画、そして女性の参画ということが数値としては表れているというふうにあります。

このほか、それぞれ昔から、例えば明宝レディースさんと呼ばれる地域の農産物を加工して付加価値をつけて売り出すような事例であったり、また先日、明宝トンネルが開通しましたが、その前に明宝の小川地域につきましては、峠をクリアするために地域の中でライスセンターを造って、そして営農組合をつくって、日出雲のめぐみというようなブランド米を売り出していくという取組。さらには八幡の中では郡上八幡土里夢というように、農産加工団体を地域全体で支援をするにはと、地域住民を含む130名以上の方から出資を頂いて、2,200万円ほどの資本金の中で自前で施設を造って、いわゆる農産加工に取り組んで販売をされておると。また、石徹白でも石徹白農業用水農業協同組合、こちらも26年に小水力発電に取りかかり、その小水力発電の収益をもって地域の農業を支えていく、営農活動にも取り組んでいただいております。

こういったいろんな取組があるわけですが、市として農業の目指すべき方向は、要約すると2点だと思います。

一つは、やはり農地を守るということです。農地につきましては、いろんな入り口があります。最終的には個人の財産ですので、財産として守るということ。農業ですので、生産基盤、経済活動で守るということ。これ以外に思いを守る、先祖の方が一生懸命やってきたものを大切につないでいくという、そういった切り口があるかと考えております。

そして、そうした農地については、やはりこれは生産基盤でありますので、できるだけ作付をして守っていただきたいと思っておりますし、作付された作物についてはみんなで守る、いわゆる地産地消・地消地産というような表現ありますが、作られたものは地域でしっかり食べて活用していただくということが大切だと思います。

もう1点の農地を守る人を守る。これは、いわゆる担い手だけではなくて、当然、小規模な農家の方も全て網羅されると思っておりますが、例えば認定農業者と言われるような専門的な農家数の状況をお話ししますと、平成24年は138件ございます。うち、法人が18件です。ところが、令和3年度直近は142件で法人が36件と、10年前より倍以上、法人化、大規模化が進んでいるという流れが一つあります。

また、守る中には農地維持活動ということで、作付はしないけども、地域の中で草刈りやらそういったことを守っていくという取組も強力に進めさせていただいて、24年は中山間で174協定、多面的の前身である農地・水保全活動で10組織、そういった状況がありました。令和3年度は中山間で164協定、多面的は107協定ということです。総計してみますと、10年前と比べて、この10年間で87組織が増えて取組面積も2,333ヘクタール増え、そして地域への交付金も7,177万2,000円ほど増えてきたということでもあります。

こういったいろんな切り口があるところですが、最終的には、やっぱり世界農業遺産の認定地域である郡上の農業、農地が、今後もずっと守られていくことが地域を守ることに繋がってく

と思いますので、最後となりますので、ますますの郡上の農業の発展を祈念して回答とさせていただきます。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 時間が少々足らなんだという思いもいたしますけども、今後の夢については、具体策についてはちょっと乏しいかなというふうに思われましたが、今まで部長の培われた所見についてお聞かせをいただきました。誠にありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（山川直保） 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は、11時15分を予定いたします。

(午前11時05分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 尾 村 忠 雄 議 員

○議長（山川直保） 15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） それでは、今回は1点について質問をさせていただきます。

防災物流拠点構想についてということでありますけれども、その前に少しだけお話をさせていただきます。

先ほど来、お話も出ておりますけれども、例のウクライナ侵攻についてでありますけれども、2月24日でしたか、ロシアがウクライナに侵略したということであります。その後、戦争に入ってしまったというようなことで、私は思いますに、病院とか学校等々、爆撃されたということに心を打たれております。そういった中で、先般3月8日でありましたけれども、郡上市議会として政府のほうへ、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議書を送った次第でございます。

今日、私が胸につけておりますバッジでありますけれども、このバッジも同僚議員から頂いたんですけれども、買った一部をウクライナのほうへ送るというようなことでありまして、また、議員におきましても、この決議書を全会一致で政府のほうへ送ったというようなことで、今それぞれの地域において、皆さん一生懸命、このことについてやっておられますので、御理解を頂きたいと思っております。

2点目は、コロナ感染対策についてであります。1月14日以降、感染が増加したということで、

2月3日、そして2月18日と、市長のほうで、ケーブルテレビのほうで市民に呼びかけていただきました。これはまさに意義あることでありまして、現在は終息のほうに向かっておりますけれども、終わったわけではありませんので、皆さん方もそれぞれがマスクとか、うがいとか、そういったことをしていただき、少しでも大きくならないようにしていただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、新年度予算編成についてでありますけれども、市長のほうから、本議会当初、方針を述べていただきました。私は、この基本方針、5つの柱、このことについて、本当に将来を見越したと申しますか、将来を担う子どもたちのために、こういった施策をされるのだなっとなことを思いました。やはり将来を担う子どもたちに夢ある授業をやっていかなければならない、それが使命ではないかなっとなことを思っております。

そこにありました、私は防災の物流拠点構想について質問をさせていただきますので、部長には心ある御答弁をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。このことにつきましては、令和2年はコロナの関係がありまして、あまり進捗はしなかったわけでありまして、令和3年度、また令和4年度にも予算をつけていただいております。白鳥インター周辺における防災物流拠点構想について質問をさせていただきます。

この構想については、南海トラフ地震、また、中部での大規模な災害に全国から支援を受け入れて被災地に物流等を提供する基地として、また、物資の保管場所や避難所を設けて、災害時にはその一翼を担う事業であると認識をしております。

また、物流拠点としては、郡上市においては、これまでに勝光島、また大島工業団地など、企業誘致のために工業用地の開発を進めていただき、幾つかの企業が進出し、また新たな生産拡大を進めたりするなど、着実に雇用の機会を充実していただきました。これは東海北陸自動車道の開通など、道路網の整備が基盤となった地域開発の好事例であると思ひ、関係者の皆様方には厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後は、さらに東海北陸自動車道の全線の4車線化、さらには中部縦貫自動車道の開通、また、現在計画に入っております濃飛横断自動車道との連結、さらには広域ではありますけれども北陸新幹線の金沢と敦賀の延伸開業など、今後、交通要件が大きく変化することは、後世に向けて意義ある事業であると考えております。

これらの状況の中、交通のネットワークを見据え、市長の施政方針の中で白鳥インター周辺の防災拠点、そして物流拠点の立地の可能性を調査するという事業は郡上市にとって画期的なことであり、大きな意義があると思っております。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。この白鳥インター周辺に防災物流拠点の可能性について、調査を実施するに至った経緯、また、その背景の理由について担当部長にお伺いをいたし

ます。

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） それでは、お答えを申し上げます。

東海北陸自動車道は平成20年7月に全線開通、平成31年3月には白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジまでの区間の4車線化が完了し供用開始、このうち、高鷲インターチェンジまでの区間は降雪前となる平成30年11月に先行して供用開始されております。

また、令和元年9月に開催をされました国の第35回国土幹線道路部会において、暫定2車線区間における4車線化について審議され、東海北陸自動車道を含む全国で約880キロが、時間信頼性の確保、事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から優先整備区間に選定をされました。このことによりまして、今後10年から15年をかけて順次事業化されていくこととなり、東海北陸自動車道全線の約185キロが4車線化される見通しとなっております。

次に、中部縦貫自動車道ですが、既に福井県側で北陸自動車道の福井北ジャンクションから大野インターチェンジまでの永平寺大野道路26.4キロが供用を開始されております。その先、本市までの区間、大野油坂道路の35キロについては、大野インターチェンジから、仮称ではございますが和泉インターチェンジまでの区間が令和4年度の開通予定、仮称和泉インターチェンジから仮称油坂出入口までの区間が令和8年春に開通の予定となっております。これによりまして、既に供用が開始されております油坂道路区間と合わせて中部縦貫自動車道が全線開通することとなり、北陸自動車道と東海北陸自動車道がつながります。

さらには、議員御指摘のとおり、北陸新幹線の敦賀までの延伸開業が令和6年春に予定をされており、今後は北陸圏と中京圏、関東圏の広域交通ネットワークが形成され、文化、観光資源を生かした地域振興や産業経済のさらなる発展が見込まれております。

このように道路網の整備が着々と進められている中、これら自動車道の結節点となる白鳥インターチェンジの立地の優位性を生かした地域の活性化に資する取組を考えたとき、関係機関からの御提言や御助言を頂き、防災物流の視点に至りました。

その理由について、まず、防災のほうから申し上げます。

駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフを震源とする南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は壊滅的とも言える大きな被害が想定されます。さらに地震被害により東名高速道路、名神高速道路などの交通インフラが通行不能になることや、港湾施設が津波によりまして使用不能の状況になることも考えられます。支援物資の輸送に大きな障害が出るのではないかと考えられます。

この場合、太平洋沿岸の被災地域への支援物資の運搬や復旧・復興支援は、日本海側からアクセスするのが効果的な方法の1つではないかと考えております。太平洋側、日本海側の中間付近に位

置し、高速道路の結節点となる白鳥インターチェンジは、富山方面、福井方面からの物資の集積、積替えが可能であり、現在整備中の東海環状自動車道の西回りが完成すれば、東海北陸自動車道から東海環状自動車道へと進み、放射状に中部地方の各地へ物資の輸送が可能になるのではないかと考えられます。

次に、物流についてです。

先ほど申し上げましたとおり、中部縦貫自動車道の整備により高速道路ネットワークが構築されつつあります。同自動車道が白鳥まで開通すれば、福井県からの運行距離、運行時間が短縮され、人や物の流れが大きく変わり、白鳥インターチェンジ周辺は、富山、福井の2方向からの輸送を中継する場所として機能するのではないかと考えます。

例えば、富山から名古屋へ向かう便に、白鳥インターチェンジ付近で福井からの荷物を積み増しする。また、一時集積する。こういった拠点としての利用が考えられます。こうした仮定を背景といたしまして、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点となる白鳥インターチェンジ周辺におきまして、防災拠点、物流拠点としての可能性についての調査を行うものとしたものでございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ただいま御答弁をいただきました。その理由については、広域ネットワークを考えたとき、白鳥インター付近は放射線状にあるので優位性があるということでありましたし、また経緯についても御答弁いただきました。

私はただいまの答弁の中で、この拠点構想は防災拠点と物流拠点の2つについて検討されているということですが、私が思いますに、従来、物流拠点は消費地が近隣に多くあり、また大きな工場等があり大手生産に近いことがその条件となっていることが考えられますが、現状から考えると白鳥インター周辺には、その条件から考えても程遠い環境にあると考えます。

先般1月10日の新聞によりますと、中部地方で初めて広域の防災拠点基地が、愛知県の豊山町に2025年度を目標に目指すという発表がありました。豊山町については皆さんも御存じのとおり、県営の名古屋空港の周辺であり、周辺には多くの多種多様な会社もあり、立地条件には適しているということでもあります。

そうしたことを踏まえ、昨年と今年の調査の中で、実際にはどのような調査が行われ、また現在の段階で防災物流拠点の立地の可能性として、どのようなことが明らかになっているか、また先ほども申し上げましたが、物流拠点は消費地に近いことや大きな産業地に近いことがその条件となるとは思います。白鳥インター周辺は、その条件から見ても必ずしも適地とは言えないと思います。

が、今までの基礎調査によって、可能性として明らかになったことについてお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） それでは、お答えいたします。

今年度の事業では、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の今後の整備拡張計画を踏まえ、両自動車道の結節点となる白鳥インターチェンジ周辺における将来的な防災拠点、物流拠点としての可能性を導き出すこととし、机上で行う統計データ等の収集、分析とともに、物流事業者へのインタビューを行い、これらを総合して評価を行うという手法を取りました。

それでは、調査の内容につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

1点目といたしまして、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備効果や今後の整備計画などを把握することでございます。東海北陸自動車道の整備効果については、NEXC O中日本が2018年に東海北陸自動車道の整備による愛知、岐阜、富山の3県の10年間の経済波及効果は約3.7兆円に達し、3県の経済成長の年平均約0.8%の底上げに貢献したと発表をされております。あわせて、物資輸送量の変化や東海から北陸間の短縮時間など、具体的なストック効果を幾つか上げられていることから、これを観光、物流、産業、交通の分野ごとに整理を行いました。

また、中部縦貫自動車道については、北陸自動車道と東海北陸自動車道等をつなぐ広域ネットワークの形成、地域経済の活性化、地域生活の安全安心の確保、この3つの観点から整備効果を整理をいたしました。

2点目は、防災拠点に求められる機能の抽出、分析などでございます。災害時の物資支援体制の確認や岐阜県災害時広域受援計画の分析、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画における一時物資拠点——これは、大規模な災害が発生した場合には国から緊急の支援物資が送られますが、その物資を受け取って荷さばき、仕分を行った上で、被災市町村ごとに発送を行う広域的な物資拠点をいっておりますけども——この一時物資拠点の選定基準の分析、東日本大震災での防災物流拠点をモデルとした分析などを行い、防災拠点としての機能を整備するものでございます。

調査では、他県における事例から、一時物資拠点として支援物資を受入れ、これを迅速に被災市町村へ届けるためには、仕分作業は天候に左右されることなく、また昼夜関係なく作業を行う必要があり屋内の施設が不可欠である。加えて東日本大震災の経験から、大型車の乗り入れが可能な天井高や、フォークリフトでの作業が可能な床荷重を備えた施設が必要になること、こういったことを確認しております。またあわせて、平時の活用といった点にも着目しなければなりません。

3点目ですが、物流拠点に求められる機能の抽出、分析などでございます。物流センターには、大きく分けまして大手メーカー等が自社の在庫を保管するための施設——これは在庫型物流センターと申し上げていますが——これと、大手のスーパーマーケットやコンビニエンスストアが小売

販売店向けの商品の入荷、検品、店別の仕分を行いまして各店舗に配送をすることを目的とした施設——これは通過型物流センターと呼んでおりますが——この2つがございますが、これらの施設の立地の可能性を探るため、調査を行うものでございます。

4点目といたしまして、物流拠点の立地に求められる条件と、郡上市の概況の整理などがございます。ほかの機関において実施をされました物流事業者への調査から、物流施設の新設や移転場所の選定に際して重視される条件等を確認いたしました。その結果、物流拠点の適地の条件を交通条件、用地条件、作業環境条件、供給稼働条件、この4つの視点で整理をさせていただいております。あわせて、郡上市の産業分類別事業所数や製造品出荷額等の産業構造、また県内の圏域・市郡別卸売業・小売業の年間商品販売額等の基礎データの収集を行っております。

5点目としましては、岐阜県の物流の状況であったり、白鳥インターチェンジ周辺の交通量と輸送条件の変化による影響の検討でございます。中部縦貫自動車道全線開通時の白鳥インターチェンジ付近から主要都市への所要時間の見通しや、日帰り圏内及び1日片道圏の算出、そしてこれらの物流の流動量の把握、こういったことを行っております。

こうした情報収集や分析のほか、物流の2024年問題、こういったことについても、立地の可能性を左右する大きな問題と認識をいたしまして視野に入れました。この問題はトラック運転をはじめとする自動車運転業務では、働き方改革関連法で定められる時間外労働時間の年間上限規制の適用が猶予されている状況でございますが、2024年4月以降は、年960時間の時間外労働時間の上限規制が適用されます。違反が認められた場合は罰則が科せられることとなります。トラック運転手の長時間労働が常態化している運送業界においては、非常に難しい対応を迫られることとなります。トラック運転手の拘束時間の短縮を図るためには、要所に物流拠点を増設したり、また既存の施設を活用したりして、従来一人で運行していた区間を複数の運転手で運行する等の取組が必要でございます。こうしたことから、貨物量の多い高速道路のインターチェンジ周辺では物流拠点の需要が拡大する可能性がございます。

最後に、運送事業者等へのインタビュー調査についてでございますが、トラック運送事業者8社、物流不動産事業者1社から東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の利用頻度や使い方に関する実情や重要性に関する意識、評価、また白鳥インターチェンジ付近の物流業務用地としての必要性、利便性に関する評価、こういったことについて、聞き取りのほうを行っております。

こういった調査結果を総合いたしまして、1点目、2つの高速道路の結節点という利点があるものの、白鳥インターチェンジ近隣には目立った産業集積や商業集積が現時点では見当たらないことから、総合的に見て、特定の業種、業態や品目の貨物取扱いをターゲットとした物流センター立地としての優位性というものは、必ずしも高いとは言えないということ。

2点目でございますが、一方で、方面別の仕分やトラック間の積替えを行うトラックターミナル

であれば、大手運送会社や北陸地方や中部地方での中長距離輸送に強みを持つ運送会社等が活用を検討する可能性が考えられるということ。特に、物流の2024年問題を踏まえると、中長距離運行区間におけるトラック運転手の交代拠点として、白鳥インターチェンジ周辺のトラックターミナルの活用が期待されるということ。

そして、3点目でございますが、防災拠点として考えた場合は、高速道路の役割の1つとして災害時の広域的な迂回路確保やリスク分散等の視点が掲げられていることから、高速道路インターチェンジ近隣の防災拠点というものは適当であるというふうに考えられること。

こうしたことを、白鳥インターチェンジ周辺の防災物流拠点としての立地可能性評価として導き出したところでございます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） 多岐にわたり詳細な調査の結果について説明をしていただき、ありがとうございました。特に、物流拠点について調査研究をしていただきましたが、ありがとうございました。

その中で、ただいま御答弁いただきました2024年問題の1つであります働き方改革、これが求められていく中で、トラック運転手の長距離労働についても理解をさせていただきました。そうした中で、物流拠点が白鳥インター周辺に設置されれば、おのずと関連会社が集結すると思いますので、この先、大変かと思いますが、よろしく願いをいたします。

私は、従来の発想による企業立地では、防災物流拠点としては白鳥インター周辺が必ずしも適当であるか考えるところでありましたが、ただいまの説明の中で中部のネットワークを考えたとき、中継点という考え方で企業立地を捉えることも大変重要なことであると思っております。

例えば、物流拠点の周りにそういった荷物の保管、また物流倉庫での作業等を行う会社も誘致することにより、働く場所が確保できると思います。こういったことも含めて、今後、企業誘致を進めていく、これは市にとっても夢ある事業だと考えております。つまり、防災と物流のコラボによって企業誘致を進める、防災物流拠点施設の意義があると考えております。前向きな考え方、またいろいろなリスクもあろうかと思いますが、それが市にとっても雇用の確保、働き方改革、そういったことが、今後、将来を担う若者にとって夢ある事業だと考えますので、夢が現実になりますよう御尽力をお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いをいたします。令和4年度施政方針の中で、令和4年度は令和3年度の調査から見てきた、白鳥インター周辺だからこそできる防災拠点、物流拠点の設置可能について、具体的な考えをお伺いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、令和3年度の調査については、ただいま河合部長から詳細に御説明をしたとおりであります。交通の結節点というようなことで、いわゆるアイデアレベルではいろんなことが考えられるんですけども、こうして専門の——これは日通総研というところに委託をして、今回調査をしたんですが、やはり、その道に精通した総合研究所で調査をしていただいたものを見ますと、先ほど、最後に3点ほどにまとめて部長が答弁しましたように、必ずしも幹線高速道路の結節点だからといって、物流基地といいますか、物流拠点ができるというものでもないし、また防災の拠点ということを考えても様々な課題、問題はあるというふうに、3年度の調査では浮かび上がってきたというふうに思います。

ただ、お話がありましたように物流の2024年問題というような形で、いわゆる働き方改革というようなものに関連をしたトラックターミナルといいますか、そういったものというのは一つ考えられるのではないかとということも頂いたわけですが、私たちは郡上市内に幾つかの工業団地の構想を持ちながら、この白鳥のインターチェンジ周辺というのは、そういう立地の特色を生かしたものが何かできないかというチャレンジをしてみたいということで調査を始めているわけがございます。

いわゆる大きなメーカーが自分のところの保管倉庫として持つような物流拠点、あるいはいろんな流通関連の企業が、言わば自らのチェーンをはじめ、いろんなところへの配送センターとして持つ物流拠点というような、2つのタイプがあるという話がありましたし、それは尾村議員も御指摘になりましたように、必ずしもこの郡上市に、そういう大きな保管倉庫を必要とするような製造業があるというわけでもないし、あるいは大消費地の名古屋というようなところを仮に考えた場合には、郡上よりもっと近い大消費地を控えたところで、十分そういう土地が取れるというところもあるというのは、御指摘のとおりだというふうに思います。そういういろんな客観的条件をしっかりと見定めながら、次の令和4年度の調査に向かってまいりたいというふうに思っております。

一方、その物流拠点につきましても、先ほど説明をしましたように、県内にも岐阜県の想定する広域な防災の拠点はあられるわけですが、物を国から、受けて、それを仕分して、次の市町村等へさらに細かく配分するというような業務を扱うところは、先ほども説明しましたように、例えば大型トラックが直接倉庫内へ入って、あるいはフォークリフト等の荷重の重いものも、そのところで活動ができるというような床荷重が必要だとかいうような、本来からいうと特定のといいますが、かなりそういう意味では、そういう要件を満たした建屋が必要だという点も明らかにはなっておりませんでした。

郡上市の合併記念公園は結節点にあつて、重要な位置は占めていると思いますけれども、今のところはそういう多量の物資を扱うことのできる建屋を持っているわけではありませんので、現在指定されている白鳥の合併記念公園は、例えば被災地へ向かう支援隊をそこへ集結させて編成をして

送り出すとか、あるいはまた、ヘリポート等の活用ができるものですから、医療の搬送拠点とするというような様々な活動拠点としての広域防災拠点という位置づけを持っております。

そういう意味で、現在のところはそういう使い方なんです、今回の調査を受けて、例えば茨城県等では自らが、ふだんから一定の物資を県で備蓄をして、そして何かあったときには必要なところへ届けるというような拠点を持っているようでございます。そういうことでありますので、先ほど御指摘のあった愛知県の拠点もそうかもしれませんが、岐阜県においては、しからばどうなんだというようなことを、白鳥の立地条件というものをしっかり見定めながら、4年度の調査をしたいというふうに思います。

そして何よりも、今回も様々なそういう物流事業者等の専門的な観点からのいろんな意見、評価というものを頂きましたけれども、今後とも、それをさらに深めていきたいと思っておりますし、もう一つのアプローチは、しからば白鳥のインターチェンジの近くで、具体的にはどの程度の用地をどこにという規模感も含めて、場所等も含めて想定できるのかという試案のようなものをこちらも持って、こういうところだったらどうですかというような、さらに踏み込んだ意向を聞いておく必要があるというふうに思っておりますので、今度は現地のほうの状況から可能性を想定したものを持って、そういうものについて事業者の意向を聞くというようなことも含めて調査を進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにしろ、白鳥のインターチェンジ周辺というのは、仮に防災あるいは物流といったような特殊のそういう拠点が、なかなか要件が合わないということであっても、これまで課題となっている一般の企業用地としての活用ということも考えられますので、非常に柔軟な発想も持ちながら、今後の郡上市の発展に資することのできる事業ができないかというようなことを検討してまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。

ただいまの市長の答弁の中で、私は合併記念公園が県内18の指定した防災拠点であるということには知りませんでしたので、ここを生かしながら、また交通のネットワークを生かしながら、次なる施策を打っていただきたい、そういったことを思っております。

先ほども申し上げましたけれども、この白鳥インター周辺に建設できれば、郡上市にとっても、今までにない未来に向けた画期的な事業だと私は思っております。そういった事業を早期に事業化していただき、着工できることを心からお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時54分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 森 藤 文 男 議員

○議長（山川直保） 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 7番 森藤です。よろしくお願ひします。

今朝ほどの新聞を見ておりますと、コロナ禍ということで「心のケア 受け皿逼迫」というふうな見出しや、また、「心の不調解消急務」というふうなことで、自殺の方が増えているというふうな、そういった新聞の記事がございました。

今回、私は、その児童生徒の心のケアについての質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

児童生徒の心のケアということでございますが、悩んでいる児童生徒の数、また不登校傾向にある数というのは、なかなか把握が困難であります。そこで、文部科学省が問題行動・不登校調査というものがございまして、これで不登校の数ということについて少し触れさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年、令和2年度でございますが、全国の小中学校で30日以上欠席をした不登校の児童生徒は19万6,127人で、前年度よりも1万4,855人増えて、過去最多であるというふうなことであります。

ちょっと小さくて見にくくて申し訳ないんですが、これが小中学校の不登校児童生徒数の推移であります。1998年から2020年度の統計が出ておりますが、下の黄色い線が、これは小学校の数であります。真ん中の青い折れ線グラフが、これが中学校、上の緑色で示されているのが合計数ということであります。

このデータの中には1991年、平成3年のデータもございまして、在籍の児童数と不登校児童数、これを不登校児童の割合というものがございまして、このときが0.14というふうなことでありますが、2020年度はこれが1%というふうなことで、子どもの数が減っているんですが、不登校の児童生徒がかなり増えてきているというふうなことが見てとれると思います。

これは不登校の児童生徒数の中の、これが小学校の1年生から中学校の3年生までの推移であります。これは、学年が上がるにつれて、当然いろんな悩み等が増えて、こういった件数が増えてく

るというふうなことが見てとれます。これが中学校になると、かなり増えてくるというふうなことがよく分かると思います。

こういった小中学校の不登校の増加というのは、先ほど言いましたが、8年、これは連続であります。コロナ禍で本当に加速傾向にあるということが考えられます。一斉休校などで生活のリズムが乱れやすくなったり、自宅にいる時間が長くなり、学校生活に不安を覚えることで不登校や不登校傾向になったり、新しい日常に対応できないなど、多岐にわたり、コロナが新たな不安形態を生んだ可能性があると思います。

今後、児童生徒の心の問題やまた、教員が感染症対策と併せ児童生徒の心の問題対応に追われ、教員の働き方改革の負担ということも懸念されるような状況だと思います。

この小中学生の主な不登校の要因として、少し説明をさせていただきます。これも大変見にくくて申し訳ないんですが、この中で不登校の生徒数の中のカテゴリーがありまして、学校に起因すること、家庭、本人、その他というふうにして分かれるんですが、これを見ると中学校、小学校ともに本人に係る状況の要因とした割合が最も高く、小学校では60.3%、中学校では計58.1%になっております。その中で、無気力、不安というふうな項目があるんですが、これが小学校では46.3%、中学校では47.1%、そういったようなことも、こういったことで見てとれるような状況であります。

コロナ禍での相談体制の充実が、今後は非常に私は重要になると思っております。郡上市には心の教育推進事業というのがございます。新年度、令和4年度からは名称が変わりまして、教育支援事業ということで事業が推進されることとなっております。この中に相談員という方が8名配属をされているわけですが、こういった相談員の役割によるところは、非常に今後、大きいのではないかとこのようにして考えます。

この市の教育支援事業、この相談員のまず役割、相談件数、成果、課題についてお伺いしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

郡上市では、学校における先生ではない立場の大人として、子どもたちが自分の困りや不安等について相談できる存在という趣旨で市内8つの中学校に各1人、計8人の心の相談員を配置しております。生徒が気軽に相談できる相手として、また、学校と保護者、地域のパイプ役として、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応などにおいて効果があることを期待しております。

学校の規模によって生徒数は異なり、相談員の活動の実態もそれぞれでありますけれども、相談員は主に次のような役割を果たしております。

教室ではない別室——相談室等ではありますが——を確保し、そこで相談に乗ったり、教室には入

りづらい生徒が安心して過ごしたりできる居場所をつくっています。それから、相談室で生徒の話じっくりと聞いたり、相談室でその子が学習に取り組んだりする姿を見守ったりしています。守秘義務には配慮しながらも生徒の言動や様子を記録し、担任や養護教諭をはじめ、他の教員との情報共有を図り、生徒の支援につなげております。また、休み時間等に相談員が生徒に気軽に話しかけたりすることで、日頃から関係性をつくり、いざというとき相談しやすいよう配慮しています。

そして、保護者にとっても相談の窓口となっておりまして、保護者と学校のパイプ役として、学校の意図と保護者の思いを調整する存在となっております。役割としましては、このようなところでございます。

それから、相談件数についてですが、生徒数が少ない小規模な学校では、全校生徒が年に1回から2回、相談員との懇談ができるようにしております。生徒数の多い学校では、希望する生徒が相談室で懇談をしたり、教師が生徒個々の実態を捉え、必要性に応じて相談員との懇談の機会を設けることで、その生徒の安心を生み出したり、不安や困りの解消につなげるよう図っております。人数としましては、20から40人、回数としては年間50件は超えているだろうというふうに考えております。

相談員配置の成果であります、次のようなことが挙げられると考えております。まず、担任や養護教諭と相談員が役割分担をしながら、生徒に対応することができています。それから、担任や他の教師には話さないことなどを相談員に聞いてもらうことができ、それを支援につなげることができております。また、生徒を多面的に捉えることにもつながっております。また、相談室で過ごせることをステップとして、学級等の集団の中に戻っていけるような生徒もおります。生徒によっては、自らの意思で相談室を訪れまして、相談員と過ごしたり懇談したりすることで、心のバランスを整えている生徒もおります。そして、保護者と学校のパイプ役となることで、学校の意図と保護者の思いの調整をする役割を果たしている点も大変有意義に機能しておるところでございます。成果としましては、このことが挙げられると考えております。

次に、課題としましては、次のようなことを感じております。生徒数が多い学校ほど、どの生徒も相談員との懇談を経験したり、じっくりと相談したりできる時間の確保が難しいことから、教師や相談員が意図的に相談の機会を判断し、設ける必要が生じているということでもあります。

また、相談員は多岐にわたる相談を受けられますけれども、一人一人に向き合い、関わりを持つタイミングや懇談の時間が十分に取れない場合があります。このため、生徒数が多い学校には、県のスクールカウンセラー等派遣事業によるスクール相談員を配置することで対応を図っております。

相談員が感じている課題の1つとしましては、日中は相談室で過ごす生徒への支援、個別の支援でありますけれども、そういう支援をしていたり、勤務時間の関係上、他の教職員と今後の支援の在り方について相談したりする時間の確保が難しいという声を聞いています。このため、各学校で

は、教育相談コーディネーターという役割を担当する教職員をつくって対応をしております。

心の相談員を配置していることについては、学校からの声を聞く限りですけれども、多様な生徒の困りや悩み、問題解決の支援として有効に機能していると受け止めておりますのでよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（山川直保）

森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。十分承知をしました。

いろいろとコロナ禍で、従来の対応とは、かなり違ってきているというふうなことが、見てとれますので、今後も引き続きの対応していただきたいというふうにして思いますが、こういった相談に関しては短期的、また中期的、あるいは長期的な（ ）に立って対応していただく必要もあると思います。

高校に進学をされる方もみえますので、そういったときに、小、中のときに関わった対応が高校に入ってどうなるのか、またその一からということではなくて、そこら辺の連携も——これは市と県になりますが——そういった連携の形も必要でないかなと思いますし、また、不登校特例校というのが全国に24校ほどございますが、この岐阜県では昨年2021年、令和3年に開校しました岐阜市の草潤中学校というのがあります。また、校内でフリースクールを設置されているところも、これは、愛知県の岡崎市ですが、そういったところもあります。また、名古屋市においては2020年度、これ30校に校内のフリースクールを開設するというふうなそういったこともあります。

いろんなその時代の変化に合わせて、こういった形が取られるので、郡上市も実情に合わせて、こういったところはぜひ参考にさせていただきたいというふうにして思います。

先ほど教育次長の答弁の中に、役割の中で居場所というふうな言葉ございましたが、非常にこれが大事なキーワードでありまして、これは今の不登校特例校や校内フリースクールの考え方としては、必ずしもですが、通常学級への復帰は目指さず、生徒個々の希望に寄り添う居場所というふうなことも非常にコンセプトとして大事にされておるということであります。

2019年の——令和元年ですが——文部科学省の通達では、不登校児童生徒への支援の基本的な指針として、学校に復帰することを目指すのではなく、社会的な自立を目指すことに変化をしております。現在では、学校復帰を前提とせず、それぞれの子どもたちに合った居場所で自身を持って成長できる時代へ変化してきているというふうなことが言えるのではないのでしょうか。

先ほど、相談員ということで御答弁、いろいろ考えをお伺いしましたが、教育委員会の中に学習支援センターというのが設置をされております。郡上市の教育委員会事務局組織規則というのがございます。第4条、この中で学校教育課というふうな項目があるんですが、この中に37のいろいろ

と項目がございます。その1つに学習支援センター関係というのがございます。37のうちの34番目が教職員の研修に関する事、35番目が教育相談に関する事、36番目に子ども支援に関する事、そして最後ですが37番目、児童生徒適応指導教室に関する事というふうにしてございます。その学習支援センターの関係で、こういったことがうたわれているというようなことでありますが、児童生徒や保護者の相談をこういった学習支援センターでも受けると思われます。

先ほど、心の相談員ということで、8名ほど中学校には配置をされているんでありますが、そういった学習センターとの情報の共有や対策の共通認識などは、どのように連携をされているのかお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 今、御紹介いただきました学習支援センターでございますが、こちらには相談員2人を配置しまして、学校生活などの悩みを抱える児童生徒本人、また保護者などを対象として幅広く相談を受け付けております。

受け付けております内容としましては、いじめや不登校の悩みを持つ子どもの相談、就学に関わる相談、集団不適應や学習不適應等、また、学校で気になる姿や家庭で気になる姿の相談、こういったものでございますが、このような学習支援センターが発行しますパンフレットによって、そういう内容を周知しまして相談を受け付けております。

令和3年4月から令和4年2月までの教育相談等の実績でございますが、相談員2人を合わせまして、延べ相談件数が440件、実相談者数としましては64人、教育相談会議が8回、ケース会議が13回、それからまた巡回就学相談というものを年2回行っておりまして、相談者数は合計で29人、その他打合せ等が25回というような内容となっております。

相談の内容は、登校渋りや不登校、それから発達や障がいの心配、就学先についてなどが主でございますが、子育てや人間関係の不安、不満等を聞いてもらいたいという相談もあります。

次に、成果として挙げられることですが、学校での教員との打合せや保護者を交えた教育相談会議を行うことで情報共有できまして、それぞれの役割分担によって、児童生徒、保護者の支援ができるというようなことでございます。

また、教育相談の成果としまして、相談によって保護者や家庭が落ち着いてくると、児童生徒の様子に変化が見られてくると、こういうような点が挙げられると思います。

それから、最近の課題としましてですが、この2年間は新型コロナウイルスの感染予防のために、郡上特別支援学校のコーディネーターと連携した指導、生徒の支援の在り方について相談する時間が取れなかったというようなことが挙げられるところでございます。

それから、子ども支援に関することにつきましても少しお話ししたいと思いますが、これについて所掌します適応指導教室スマイルですけれども、このスマイルを南部、八幡町ですが、そして北

部、白鳥町に開設しております、こちらのほうも2人の人員を配置しております。何らかの理由で登校できない児童生徒が、相談員と相談しながら、自分がやってみたい学習や活動を行っております。そのことを通じて徐々に学校に向かう意識が出て、学校に戻れるようになることを支援しております。スマイルの利用者数は、今年度ですが、南北合わせて10人という状況でございます。

先ほど申しました心の相談員同様に、これらの学習支援センター相談員ですとか適応指導教室支援員もまた、生徒の不安や悩み、問題解決に向けての支援に加えて、保護者と学校とのパイプ役としての機能を果たしております。

これらの相談員が学校に常駐しております心の相談員と異なりますのは、勤務の拠点を学校外である学習支援センターや適応指導教室に置くことによって、心の相談員とは異なった立場や学校からの距離感を持って、子どもの支援、保護者の支援、教員の支援をすることができるということでございます。それぞれの勤務時間や勤務場所が異なるため、直接的なやり取りは行っておりませんが、その連携を図るために各学校には、最初の御質問でも申し上げましたが、教育相談コーディネーターという役割を持つ教職員を位置づけております。この教育相談コーディネーターが中心となって、これらの心の相談員、学習支援センター相談員、適応指導教室での教育支援と、それから教員との連携、調整等を図り、子どもたちや家庭が抱える多様な問題に対して相談に応じることができるよう教育相談の体制の充実を図っているところでございます。

なお、心の相談員や学習支援センター相談員以外に、必要に応じて学校教育課の職員も対応することがございますので、よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（山川直保） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。いろいろと連携をされながら進めていただいているということは分かりました。こういったことが本当に効果的に、計画的に設置をされることが非常に大事ななと思います。また、予防、早期発見、早期対応、連携というのも非常に大事であります。

このことに関しては、日置市長の施政方針の中で、学校教育の人づくりの中でちょっとうたわれておりますが、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応のための事業を推進しますというふうなことで、ここに方針として、うたってありますので、ぜひとも具体的な形で進められたいというふうにして思います。

相談員と、この学習支援センターが市の事業であることに対しまして、スクールカウンセラーというのがございます。これは文部科学省から通知が来ていました。これは「中学生・高校生の皆さんへ」ということで、冬休み明けてから、こういった通知が来ておりました。これは同様の内容で小学校にも来ております。「明けましておめでとうございます。冬休みも終わりましたが、自分自身の進路の問題や家庭内の問題、あるいは友人関係などで、不安や悩みを抱えている人はいません

か。誰にでも悩みや不安はあるものです」というふうなことで紹介をされております。これが文部科学省からであります。また、岐阜県の教育委員会からも「生徒及び保護者の皆様へ」ということで通知、来ております。これは「ひとりで悩まないで。一緒に、考えましょう。」こういって文部科学省、これが岐阜県の教育委員会、いろんな窓口等からお話が来ております。

そういった中で、スクールカウンセラーというふうなことが出ておりますが、スクールカウンセラーに関しましては、これは県の事業でありまして、県の方が中学校に見えて、いろいろとお話をさせていただくというふうなことであります。こういった県のスクールカウンセラーも相談業務をされていますので、前段の相談員や学習支援センター、いろいろ窓口があって保護者の方もいろいろと迷われるというふうなことも考えられる、実際そういった声も聞くようなことがありますので、こういった連携、市と県はどのように連携をされて、具体的な体制の形についてちょっとお伺いをしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） スクールカウンセラーと市の相談員等との連携、関わりということでございますが、スクールカウンセラーは文部科学省の、先ほど申しましたようにスクールカウンセラー活用事業によるものでございまして、スクールカウンセラーの選考や配置、サービス管理等は県が行っております。

令和3年度は、郡上市には各中学校区を単位として7人のスクールカウンセラーと、2人のスクール相談員が割り当てられております。この事業を有効に活用するために、各中学校ごとの小中学校でスクールカウンセラーの訪問日を割り振りまして、各校をスクールカウンセラーが定期的に訪問するように工夫をしております。

教育相談の窓口としましては、このスクールカウンセラーのほかに、先ほどから触れております市の心の相談員ですとか、学習支援センター相談員、適応指導教室があります。そして、各種相談窓口として県のほうなどで用意されているものでございますが、中高生SNS相談岐阜2021ですとか、子供SOS、ほほえみダイヤル、こういうものもございまして、教育相談に関わる窓口は、多様に用意されてございます。

そういう中で、子ども一人一人、抱えている困りや問題の種類、程度が異なることから、その子の問題解決に適した教育相談に結びつけることが大切であります。そこで、各種の相談機関を有効に活用するために、どの学校にも——先ほど申しましたように、それらの連携ということも含めまして——教育相談コーディネーターという役割を担当する教員を位置づけております。繰り返しになって申し訳ございませんが、教育相談コーディネーターというものが中心になって連携をしておるといってございまして、この教育相談コーディネーターが中心になって動いておるわけですが、その子に適した相談窓口につなげ、関係機関の意見を基に、その子に応じた教育支援の

在り方を計画したり、関係機関相互の情報共有や役割分担を図ったりして支援をしていると、こういう実態でございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) 説明いただきましたが、連携の形もいろいろありますので、しっかりとそれが見えるような形にはしていただきたいと思います。

役割というものを点というふうにして考えると、連携は線だと思います。その点と線が結ばれて、それがうまい具合に仕組みとして回る、循環するということが、それが今度は円になるんでないかなというふうにして、ちょっと思っています。点が線とつながる、それが円になるというふうな、そういったことでしっかりと仕組みを回されたいというふうにして思います。

児童生徒にとって重要なことは、社会において自立的に生きていくための基礎を培うこと。安心して学校で学び、必要な力を身につけられるような環境の確保に努めることが重要であり、社会の変化に応じて施策の充実や見直しを図ることが必要となります。それぞれの役割と連携、協働して問題解決に向かわれたいというふうにして思います。

コロナ禍こそ、郡上市の教育理念——この広報郡上をいつも見させていただくと、ここに書いてあります「郡上市の教育理念『凌霜の心で拓く明日の郡上市』、『凌霜の心』高い志と不屈の精神・感謝の心」今まさにそういう状況ではないかなというふうにして思います。

この不登校に関しては、新年度の予算でも多くの議員の方たちが問題提起をされました。また、昨年度、令和3年の第3回郡上市議会定例会では美谷添議員のほうで質問されておりますので、私もその要録も見て、十分それは承知しております。

教育長には、最後に総括して、思い、また、考え方をお伺いしたいんですが、前回の教育長の発言の中に、本来、学校は自分自身が成長する楽しいところだと思えるようにしたい。子どもたち一人一人の人生が明るいものとなるような教育を目指していきたいというふうな言葉をおっしゃってみえます。ここで、また新たな熱い思いを語っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(山川直保) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰) お答えさせていただきます。

まず、児童生徒の心のケアについて、私の思いや考え方でございますが、まず、ケアという言葉には手入れとか支援とか介護とか、それからお世話というような意味がございます。誤ったケアをするとどうなるかと考えてみますと、例えば、よく発達障がいという言葉が使われますが、発達障がいと言われるものは、その人の特性の一つであると考えます。ところが、そこで誤ったケアをすると、二次障がいとして不登校やいじめや非行などにつながるがあると考えています。

悩みについても同様でございますが、私もそうですが、誰もが悩みや不安を持つものであると考えます。ただし、これも誤ったケアにより心が深く傷つくこともあると考えます。最悪の場合は、先ほど議員がおっしゃったように自死につながるというような場合もあると思います。誤ったケアの例としては人格を無視したような指導であったり、強制的な指導であったり、あるいは暴力や暴言や脅しや冷たい態度というようなものが挙げられると思います。

一方、よいケアの例としては、これはちょっと抽象的な言い方になってしまいますが、その人にとって必要な支援、それから、その人の現状や段階に応じた支援。例えば、スモールステップで少し頑張ればできそうで、そしてそれができたら次の行動への意欲や自信につながるような支援、あるいはその人に寄り添う支援、たとえ失敗しても、その人にとって大きな傷とならない支援。これは例えば、その人が自分で選んだ行動なら、たとえ駄目になったとしても無理やりやらされたわけではありませぬので、大きな傷にはならないと考えます。

続いて、誰がケアをするのかということでございますが、いわゆる医療関係者、先ほど言いましたカウンセラーもありますし、家族のケアというのもあると思います。それから、友達や同級生によるケア、それから、学校や教師などによるケアが考えられると思います。

そのケアでどんな姿を目指すかということでございますが、当たり前ではございますが、重い病気になったり、命を落とすようなことがあっては絶対ならないと考えます。その上で、議員が言われたような凌霜の心で頑張れる人になってほしいと。もっと具体的な言い方、基本的な言い方を言いますと、社会の中で生きていける人になってほしい。これ、別の具体的な言い方をさせていただければ、自分で考え、自分で決めて、自分の足で歩むこと、これができる人になってほしいと考えています。学校は、子どもたちにとっては社会そのものであると思います。ですから、前回も言ったと思いますが、できることなら学校へ来て、自分で考え、自分で決めて、自分の足で歩むことの経験を積んでほしい、そう願っています。そのことが、将来、社会において社会を生き抜いていく力につながっていくと考えています。

そこで、教育長としての私の思いや考え方ですが、ドクター、医療関係者の第一の目的というのは、これは当然のことですが、命を落とさないこと、病気を治すこと。例えば、食べれなかった食事が取れるようになることであつたり、あるいは普通に睡眠が取れるようになること、まず、それを目指されます。

学校は、その先までを視野に入れたケアをしたいと考えています。その先というのは、社会の中で生きていってほしい。郡上の子なら凌霜の心で、いわゆる「なにくそ」、「おかげさま」の精神を持って頑張っていってほしいということでございます。

そのためには、学校や教師がよりよいケアについての認識を高めて、よりよいケアができるようにすることが必要であると考えます。それはなぜかといえば、学校や教師が親さんによりアドバイ

スができれば、家族によるよいケアにつながります。それから、学校や教師がよい学校経営、よい学級経営をすれば、思いやりを持って助け合える児童生徒が育ち、友達や仲間たちが支えてくれる集団、友達や仲間によるケアにつながります。もちろん教師自身がよりよいケアができるように目指します。

このためには、私は教師自身が学ばなければならないと考えます。教育委員会は研修の充実を図り、教育委員会も学校に対して、より適切な指導や支援ができるようにならなければならないと考えています。そういう学校や教育委員会をつくっていくことが、私の思いでございます。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。十分、本当に伝わってくる御答弁でございました。ありがとうございます。

コロナ禍ということでありましたので、先ほど不登校特例校や、また校内のフリースクールといったところの現場に足を運んで勉強したいというふうにして思っておりましたが、なかなか今はコロナ禍ということで、先方さんも受入れをされていないというような状況であります。今後、そういった受入れをしていただけるような状況になれば、またいろんなところに足を運んで勉強して、これが参考に、あくまでも、いろんな変化に対応できるというふうなことに對しては、いろいろと多方面にわたって、いろんなところで学ばないといけないというふうにして思っております。そういったことを自分の中でいろいろアレンジしながら、またそういったことを、それこそ地域の、郡上市の実情に合わせて、うまい具合に展開していただきたいというふうにして思いますので、今後もしよろしくお願ひします。私も少し勉強して、またいろいろと御提案、問題提起をしていきたいというふうにして思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時38分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 渡 辺 友 三 議 員

○議長(山川直保) 16番 渡辺友三議員の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ただいま議長さんより発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

いよいよこの3月定例会も、今日、明日、あさっての一般質問、そして最終日ということで、残すところ、あと僅かでございます。そうしますと4月、5月、6月、いよいよ郡上のおどりシーズンへ入るわけでございますけれども、もう既に観光協会等々へは、そして私ども個人的にもいろんなところから、今年のおどりはどうなんや、あるのか、というようないろいろ問合せが来ておりますけれども、やはりポスターの製作から、そして宿等におきましては予約の受付等、大変、今迷ってみえるような現状でございますので、そんなところで令和4年度の郡上のおどりシーズンに向けて質問をさせていただきます。

現在、コロナ感染も減少傾向ではありますけれども、21日にはまん延防止措置も解除へというようなことも報道もされておりますが、なかなかこのまま終息へ向かうのかどうか、若干不確定なところでもあります。先ほども言いましたように、県内外から観光協会、いろんなところへ、いわゆる踊り助平の連中から、今年のおどりとはということで開催の問合せ、宿の問合せとか、いろいろ届いております。

ワクチン接種も現在3回目まで進んできております。今年こそ、以前のように縁日おどりが開催されることを願っております。今日の岐阜新聞の「素描」にも、藤田郡上おどり保存会長が郡上おどりの七大縁日ということで記事をお書きになってみえて、最後のくくりとして「今年のおどりが開催されることを願っております」と、保存会長自身も随分御苦労もされておるようでございますが、そんな中で、縁日おどり、今年はどうなのかということで、1点お伺いをしたいと思います。

また、今、市民は2年に及ぶコロナ禍の中で、自粛自粛の生活疲れ、疲弊してきております。このようなときこそ、少しでも市民の心に明るさと活気が戻り、多くの人との交流が戻ってくるように、郡上おどり、白鳥おどり、そして白鳥拝殿踊りの開催は、我が郡上市にとりまして欠くことのできない行事であります。全国の踊りファンも縁日おどりが開催されることを願っており、また地域が盛り上がることを願っております。

しかし、縁日おどり等の開催には、連日務めていただく保存会と、そしてその会場となる町内、また会場設営には電気事業者のような協力が絶対に必要であります。地域住民も高齢化等により、その事前の準備が重荷になってきておるともお聞きします。ライブ配信で開催をされたこの2年間で、住民の縁日おどりへの思いに変化は起きているのではないかと、そんな中で、今シーズンの開催に向けてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保） 渡辺友三議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

議員、今おっしゃられたとおり、郡上おどり、縁日おどりの地区関係者や関係事業者の中では高齢化というものが進んでおりまして、準備の負担が大きくなってきているとの話は聞いております。この2年間は縁日おどりを実施できなかったことによりまして、さらに地域住民の協力意識やおどり開催の気運が希薄になっているのではないかということをお慮しているところではございます。郡上おどりは、地区ごとの縁日おどりがあってこそ続いてきたものでありまして、また、各地区の皆さんによる屋形曳や電気事業者の方の協力なくしては実施できるものではございません。

郡上おどりの開催につきまして、市内の観光事業者や踊りファンからは、今年こそはリアルな郡上おどり開催への期待が高まっている一方で、一部の市民からはコロナ蔓延の不安の声も聞かれまして、開催については慎重に判断してほしいとの電話やメール等を受けている状況でもございます。

市といたしましては、議員言われましたとおり、3回目のワクチン接種の効果に期待をいたしまして、感染対策を万全に講じながら、令和4年度こそは実際に縁日おどりを開催することを前提に準備を進めているところでございまして、市内外の関係者や踊りファンに向けて、感染対策も含め、十分なPRとともに、市民に対しても郡上おどり開催の機運の醸成を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。本当に感染対策、重要なことでありまして、踊りの輪に入られる方、またいろいろと御商売等やられる方も、その辺のところはしっかりと対策を講じていただいて、今年は、特に郡上おどり保存会の100周年という年であります。その記念事業等計画をされているようでありますが、保存会だけでなく、市民とともにお祝いといいますか記念行事が開催できるような、そんな行事についてはいかがお考えか。

また、例年のように、今頃になりますと青山からの連絡とか、そして郡上おどり in 京都、また刈谷ハイウェイオアシス等から、いろいろなところから出張公演等の声もかかってくるわけですが、今シーズンのそうした関係者との協議、計画はどのように把握されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

まず、郡上おどり、白鳥おどり、白鳥拝殿踊りにつきましては、令和4年度のおどり日程表を昨年12月3日に発表をいたしまして、今年こそは通常開催ができるよう、現在計画を進めているところであります。

おどり日程以外では、郡上おどり in 京都を6月上旬に、郡上おどり in 青山を6月下旬の予定

で、現在、主催者側と開催に向けて協議を行っているところでございます。そのほかにつきましても、東京みなと区民まつりや日本橋・京橋まつり等への郡上おどり出演も予定をしている状況でございます。

そして、来年度、令和4年度から新たに取り組むPR活動といたしましては、昨年、一昨年の郡上おどりライブ配信で、その視聴が少なかった北陸地方をターゲットに誘客に向けたPRを白鳥おどりとともにに行いまして、来年度は、まずは福井県大野市の道の駅、荒島の郷において計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

御承知のとおり、令和4年度は、郡上おどり保存会創立100周年の節目の年でございます。記念式典などの祭事の開催と併せて、記念する横断幕やのぼり旗のしつらえを行いまして、郡上おどり保存会100周年を喜び、祝うムードをつくってまいります。

また、3年ぶりのおどり開催に向け、縁日おどりへの市民参加を促すとともに、町内各地区においては、おどり開催に合わせた夏のしつらえなどにも積極的に御協力を頂きまして、地域一体となって町の活気を取り戻していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 今、青山と京都と言われましたが、ほかからも、ちょっと様子見をしておいて、この後連絡しようかなというような、7月2日になんて話もお聞きしている地域もございますが、今年はどうなんやろうという迷いが大分あるようでございますので、またその辺につきましては、これまでのところへのPR等もしっかりと行っていただきたいと思えます。

そして、今部長の答弁の中でありましたけれども、郡上おどり保存会100周年記念事業の準備状況なんですけれども、若干ただいま横断幕でありますとか、その辺の話はありましたが、私どもも、昨年、実行委員会が立ち上げられたときに、ちょうどそのときに一度だけ出席をさせていただいて話をお聞きしておったわけなんですけど、この保存会100周年記念事業の準備状況につきまして、立ち上がったまでは存じておりますが、この後どのような計画で、屋形の話とかいろいろなことは以前お聞きをしておりましたけれども、どのような準備状況なのか、ちょっと重複するかもしれませんが、お願いしたいと思えます。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

郡上おどり保存会の100周年記念事業につきましては、議員、今言われましたとおり、昨年の2月9日に実行委員会を組織いたしまして、記念誌部会、式典部会、イベント部会、計画策定部会の4つの部会において、現在、各事業の準備を進めているところでございます。

各部会での進捗状況につきましては、まず記念誌部会でございますが、郡上おどり100年の歩みをまとめた記念誌の製作、おどりの成り立ちや歌詞等をまとめた冊子、おどり本の改訂版の製作、そして郡上おどりの普及を目的とした三味線譜の作成を進めておりまして、いずれも校正は完了し、現在は印刷を進めている状況でございます。

式典部会では、記念式典を郡上おどり発祥祭同日に開催するよう準備を進めておりまして、式典では郡上節歌詞募集の表彰や感謝状贈呈、そして郡上おどりの次の100年に向けて、未来志向型で臨む郡上おどり保存会ジュニアクラブの演奏や作文披露なども計画をしているところでございます。

イベント部会につきましては、昭和初期の民謡芸能に精通された講師による記念講演や、また、郡上おどりに深く関わってきた保存会員や住民の方などによるおどりに対する思いとか、現在感じている課題などを話し合う、がやがや会議の開催を計画しているところでございます。

最後の計画策定部会では、老朽化が進む踊り屋形などのハード整備や、郡上おどりの担い手、後継者育成などのソフト体制につきまして、計画骨子案の策定を行うため議論を現在進めているところでございます。

まだ、若干日程など決定していない行事もございますが、今後も各部会での議論、協議を重ねまして、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

一番、この伝統芸能を継承していくには後継者が大切でありまして、先日ジュニアから育ったお二人が新聞記事に載ってございましたけれども、ジュニアから段階的に保存会へ、なかなかジュニアを出て、その後、保存会へ入られるという方が少ないということで、そこが途切れて一番大事なところが切れるということで、少しでも多くのジュニアの方が保存会へという、そこを願っており、それでそこにつきましては、やはり保存会員の方の御指導が一番大切かなと思いますので、その辺につきましてよろしくお願いをしたいと思います。

そして、もう一点なんですけれども、これは以前にも、ちょうどこの話が決まった頃に御質問させていただきましたが、若干重複するかもしれませんが、ユネスコ無形文化遺産登録で風流盆踊の部門でということではありますが、郡上おどり、雑踏の中で楽しく踊りが繰り広げられる、そんな中で風流という言葉が、どうも何かニュアンスと、雰囲気と違うような気もするんですけれども、いかにして郡上おどりを優雅に踊るといふか、本当に楽しんで踊れる、そういう輪がどのようにしてつくり上げられるのかなというところも若干心配なところではありますけれども、それには、やは

り保存会員の方が輪の中心において、きちんと規制をするなり、毅然とした姿勢で臨んでいただくことか大切であろうかというふうに思っております。

踊り手のマナー、その点も十分大切でありますので、今の国の重要無形民俗文化財に加えてユネスコ無形文化遺産登録と、風流盆踊りというその名にふさわしい踊りの輪につくり上げていくその方法はいかにして、どのようにお考えてみえるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをいたします。

ユネスコ登録に向けては、この2年間、郡上おどりが開催されていない状況下にあっても、ユネスコ無形文化遺産、風流踊りにふさわしい伝統芸能として郡上おどりの保存と継承に努めていかなければならないというふうに考えております。

郡上おどりは、老若男女問わず、誰もが踊りの輪に参加し楽しむことが醍醐味でありまして、それゆえに三者三様、いろいろな踊りをする人が輪の中で踊っております。そのことによって、踊り愛好家の皆さんからは踊りの輪が乱れることや、本来でない掛け声が使われているなどの御指摘を頂いております。極端にマナーが悪い踊り手に対しては、議員言われましたとおり、郡上おどり保存会やおはやしクラブの皆さんが、会場において毅然とした態度で御指導をいただいておりますこと、本当に感謝をしております。

ユネスコ登録に向け、正調郡上おどりを次世代に残していくため、郡上おどり保存会を中心にマナーや踊り方の指導を引き続き行っていただくとともに、市民の方にも郡上おどりの伝道師として、地域の宝である郡上おどりに参加し、態度をもって手本を示していただきたいとも思っております。

また、郡上おどりは時代とともに、少しずつではありますが踊り方も変化をしております、はやし方もテンポに変化をつけ、踊り手に楽しんでいただく工夫もされております。目に余るマナー違反というのは論外であろうというふうに思いますが、一夏の郡上での踊りを楽しんでもらえるよう、ある程度を許容する懐の深さというものも郡上おどりの魅力の一つであるとも思っております。

市としましては、郡上おどりに参加された皆さんが気持ちよく楽しめるよう、保存会の踊り講習会などのサポートを通じて、風流踊りにふさわしい郡上おどりを後世に継承していけるよう努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

（16番議員挙手）

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 今、部長言われたように「春駒」なんて、本当に若い人は——だんだん年取ってくると大変な踊りに、息の切れる踊りになりますけれども——大変喜んで踊ってみえるということでもいいかなと思うんですけれども。中には観光客で、足を蹴られて、蹴った後に挨拶もせず断りもせずに行ってしまう、こんな踊りなら来んと言って、絶対行きたくないと言っていかれるお客

さんもあるようなことでありますので、その辺については、しっかりと踊るほうのマナーとして取り組めるような規制も必要かなというふうに思いますので、この遺産登録に向けましていろいろと御審議もいただきたいなというふうに思っております。

あと、市長さんに、この令和4年度の踊りシーズンに向けてのお考えを、総括として郡上おどりのお考えをお聞きしたいんですが、やはり市長さんが踊りの場へ出て来られるのを待っておる一つの団体もありまして、今夜は市長はみえんのかななんつって、そういう団体もおりますので、今年の郡上のおどりシーズンをどのように盛り上げていかれるつもりか、市長さんにお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

先ほど商工観光部長が申し上げましたように、2年間続けてやれなくて、今年こそはと関係者も意気込んでおるし、また、お話がありましたように、郡上おどりについては保存会の100年という記念すべき節目の年でもあるということでもありますので、私も本当に今年こそは、ぜひ郡上のおどりというのができるように願っているところでございます。

たまたま、ユネスコの無形文化財の指定ということで、国内の40を超える風流踊、「風流」と書いて「ふりゅうおどり」と読むようですけども、そういう踊りの概念で一つの世界的な認証も得たいということだと思います。郡上の場合、この郡上おどりと寒水の掛踊が、その候補に入っているということでもあります。

風流という言葉を、日本文化の風流とかでは雪月花とか、何か非常にお行儀のいいそのものというように形に連想しがちですけども、もともと風流踊というのは非常に華やかな人目を引くという、そういう日常性を離れたところで、自分の衣装とか持ち物とかいろんなものを、人目を引き愉快地に踊るというようなところがあるようでありますので、各地に伝わるものも、そういった形でくくられているようですけども。

郡上おどりも、保存会の方々がしっかり伝統を守りながら今日まで来ていただいていることに敬意を表し、感謝申し上げますけれども、決して何か古いものをそのまま墨守してきたということではなくて、その時代時代に合った形で創造をし、そして困難な時代も切り抜けてきたという伝統を持っているということでもありますので、そういう伝統を受け継ぎながら、しっかりこれからの時代に生き抜いていける伝統というものを守りつつ、またしかし、新しい時代へ向けて創造をするということもお考えいただいていると思いますので、そんな形で、郡上おどりにしろ、白鳥おどり、拝殿踊りにしろ、これからも連綿と続いていくことを願っております。

書道に、きちっとした字を書く楷書のほかに草書、行書というような形で、日本の文字は崩し字といいますが、そういう一つの美を追求するものもあって、私はいつも踊りの輪で見ていると、い

ろんなベテランといいますか、踊りの基本を分かっている人がその人らしい個性を出した踊りというものをしておられる、これもまた一つの郡上おどりの特色ではないかというふうに思っています。どこまでが許容できて、どこまでがこれはちょっとというものもあるかもしれませんが、そういったことを、やはり根本には郡上のおどりに対する愛があって、その中で皆さんでつくり上げていくものではないかというふうに思っております。

郡上市としても、様々、100年記念事業やいろいろな応援をしていきたいと思いますが、先ほど来話がありますように、最大の応援はコロナ対策であるというふうには思っておりますので、コロナの対策をしっかりと市としても対策を講じながら、ぜひとも今年は本当の踊りの夏が迎えられるように頑張っていきたいというふうに、支援していきたいというふうに思っております。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

今、市長さん言われましたようにコロナ対策をしっかりと、そして日本一おどりのまち郡上を盛り上げて推進していけたらなというふうに思っていますので、またいろんな場面で、市長さん、踊りの輪へお入りいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

続きまして、2点目であります。歴史を振り返り災害への備えをというようなことで質問をさせていただきますけれども、実は、これは平成28年8月に出された本でありますけれども、明治26年8月の慈恩寺山、ちょうどこの後ろの山ですけれども、そこが抜けたときの大水の水害記録日誌というものでありまして、これ慈恩寺山に1冊と、もう1冊が愛宕町の筒井家というところにあるわけですけれども、事細かに、本当にそのときの様子がずうっと書いてあって、この家のどなたが何歳で亡くなってというようなところまでしっかりと書いて記録に残っておるわけであります。これは、この八幡だけありますけれども、ほかの地域においても多分こうした災害——先日、白鳥町の伊勢湾台風のときの何とか町のというようなお話も出ておりましたけれども、そういうようなところの、だんだんと言い伝えがなくなるような、そういう記憶がなくなるような話を、どうにかもう一度戻して、これからの記録として、また真偽でないですが、こういうものを持ち出して、一度よく調査しながら、これが災害防止、また防災の日なんかの訓練に活用できないかというふうなことであります。

これ見ると、これを作られた方自身も、これを市民の皆さんに読んでいただいて、もう一回地域の防災に関して考えてほしいというような願いもありまして、本当のものは漢字ばかりで書いてあって大変読みにくいものらしいです。それを、こうして作り変えていただいて、本当に今読ませていただいても、近所にある家の名前が、その誰が亡くなったなんてことまで克明に書いてあるんですけれども、この辺について、こういうものを活用して防災訓練に、地域の災害に生かしてい

けないかという点につきましてお考えをお伺いしたいと思います、お願いいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えさせていただきます。

私も、この水害記録日誌のほうを拝聴させていただきました。多くの人的・物的被害が発生したことの克明な記録でありまして、大変貴重なもので、当時の凄惨な状況の中で記録された方の心中をお察しします。

また、明治27年、現代文に直された方も記述をされておりますが、今議員もおっしゃいましたが、今から130年ほど前の大災害の中、町民の皆さんが一致協力して救助や防災に当たられたことは、まさに現在の共助の精神でありまして、過去から現在に連綿と引き継がれていることに感銘を受け、また改めて市民一人一人の防災意識の向上の重要性を感じたところです。

御質問の防災の日は、大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんで、昭和35年に国が防災の日と定め、本市でも市主体の現地訓練を行っております。市の訓練は地域の輪番制で行っておりますので、より多くの方に自助、共助力を高めていただくため、自主防災組織においても訓練を行うようお願いしております。

参考までに、自主防災組織が今年度実施した訓練は、緊急事態宣言中に予定した団体が多くあったこともありまして、213組織のうち35の組織が訓練を実施していただいて、2,487人が参加をされたという状況でございます。その内容は避難訓練や消防団と連携した初期消火訓練のほか、危険箇所の確認、それから避難行動要支援者の確認などが実施されております。自主防災組織での訓練は、各組織で主体的にお考えいただくということが重要であり、市から一方的に訓練内容を示すということは行っておりません。参考事例をお渡ししまして、地域の実情に合った訓練を考えて実施していただいております。

なお、市では土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布をしております。このマップには、レッドゾーンですとかイエローゾーンの危険箇所のほかに、地元の意見を基に、過去に発生した災害も記載をしております。

今後は、議員の御提言にあるように、地域や御家庭において過去の災害を後世に継承していただくことや、過去の災害を踏まえた訓練も実施していただきながら、災害対策に取り組んでいただくことをお願いしていきたいと考えております。

（16番議員挙手）

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

この水害、8月なんですけれども、8月17日に降り出して、それまでは乾燥乾燥で、本当に井戸の水もなくなるような、田畑も枯れてしまうような乾燥の中で、17日に降り出した雨が、8月22日、

23日で大洪水を起こしたというようなことも書いてあるわけなんですけど、まだ驚いたのは、その23日の日に大雨の降る中で、その当時の郵便電話局から火災が発生して、両隣3軒が燃えたというような、大雨が降る盛りですので、まさかそんな火災が発生するなんてことはないと思うところで火災が発生して、しかも、その火災を消しに消防が行こうと思ったら橋が流されておって、こっちの南町の消防は行けなんだというような、そういう現実のことが記してあるわけですので、またこんなところも、よくこれを勉強しながら防災に役立たせていただけたらなというふうに思います。

もう一点なんですけど、実は小中学生へもこういうものを活用して、防災学習への活用はできないかということで御質問なんですけど、警察で聞いたら、警察にはこういう避難指示、必ず3か国語か4か国語のこういうファイルを作って——県警にありますけど——これは必要なときには頂けるようなことであります。この間も「大雨に関する集中豪雨災害発生、そのときに」というような、こういうファイルも作ってみえるようでございます。どうかそんなことで、日頃からの災害の備えを子どもたちにも学習させていただいて、災害のときいざとなったときの役に立たせることはできないか、1点、時間もありませんけど、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 御存じのように、学校では、年3回の命を守る訓練やシェイクアウト訓練や、不審者対応や引き渡し訓練を実施しておりますが、今、議員がおっしゃられた防災学習でございますが、例えば市内の学校では、郡上で実際に起きた自然災害の事例を扱っている学校もあります。濃尾地震であったり五六豪雪、平成16年の台風23号等でございます。実際にハザードマップなども活用しております。

このことについて、私自身も昭和44年の、小学校、私5年生のときに岐阜県中部地震、奥美濃地震を体験しております、それから昭和56年の7.12集中豪雨では、私の家、実際に土砂崩れで埋まってしまいましたので、私が教師になったときに、その話をしてから避難訓練等をすると、非常に子どもたちの関心が高まった覚えがあります。そういう意味で、やっぱり議員がおっしゃられたように、こういうことを使うことに学習意欲を高めたり、それから当事者意識が高まると、そういうようなことが期待できると考えております。

それで、今回御提示いただいたような明治26年の慈恩寺、山崩壊等の記録をはじめとして、一度市内の災害の情報等をちょっと整理して、その地域の学校に示すなどして、各学校で防災訓練の中の導入であったり、きっかけとか、そういうものについて取り入れていただくようにして、防災意識を高めるような工夫をしていきたいと考えております。

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

ぜひとも、そうして身近なところでのこれまでに起きた災害等を勉強していただいて、また今後

に生かしていただけたらなというふうに思いますし、1点忘れておりましたけれども、郡上市の防災士会においても、防災士だよりというようなところでいろいろと呼びかけもしておいて、防災士会の方の研修が重点のようでもありますけれども、ことも行われておりますので、また今後において、いつ身の回りに起こるかもしれませんけれども、まずは自助から、共助からというふうに、自分を守っておれば人に助けてもらわなければ共助にもなるのかなというふうに思いますので、防災については安心安全な町ということをお願いをしたいと思います。

ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、渡辺友三議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分を予定いたします。

（午後 2時31分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 田代まさよ 議員

○議長（山川直保） 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番、田代まさよです。発言のお許しを頂きましたので失礼いたします。

令和4年に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、郡上市でも大変多くの方が感染されました。心よりお見舞いを申し上げます。また、医療従事者の方々には厚く感謝を申し上げます。まだまだ岐阜県内では、蔓延防止対策が続いています。3回目の新型コロナワクチン接種も始まっております。1人でも多くの方が接種していただきますようお願いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症が終息し、規制のない生活ができることを祈ります。

また、世界では考えもできないことが起きております。戦争は何があっても反対をしまりませぬ。一日も早く平和が訪れることを心より願ってやみませぬ。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は大きく3つの質問をお願いいたします。

1つ目に、精神障がい者の理解についてお尋ねをいたします。

精神障がい者に関する法律の制定の経緯を少しお話しさせていただきます。明治の初期までは、精神病の治療のほとんどが加持・祈祷に頼ったものであり、精神保健の法的規制はなかったようです。

1900年（明治33年）に「精神病患者監護法」が治安を第一目的として施行され、私宅監禁が行われ、

警察の届出が義務とされました。

1919年（大正8年）には、「精神病院法」が保護治療を目的として制定されましたが、公立病院の設置は進まず、私宅監禁はなかなか改善されないままでした。

1950年（昭和25年）に「精神衛生法」が制定され、私宅監禁全面禁止がなされ、精神病患者に適切な医療、保護の機会を提供されるようになりました。そして、初めて精神障がい者と呼ばれるようになりました。

1965年（昭和40年）には「精神衛生法」の改正が行われ、通院医療費公費負担、保健所の訪問相談などが行われるようになりました。

1987年（昭和62年）では、精神障がい者の人権に配慮された適切な医療及び保護の確保と精神障がい者の社会復帰の促進を図る観点から、任意入院制度の創設や精神医療審査会の創設等を内容とする精神衛生法の改正が行われ、精神保健法へと改められました。

1993年（平成5年）に障害者基本法が成立し、身体障がい者、知的障がい者と同様に精神も障がい者と位置づけられたこと等を踏まえ、1995年（平成7年）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、いわゆる「精神保健福祉法」が改正されました。福祉手帳の新設や精神障がい者の社会復帰等のための福祉施策の充実についても、法律上の位置づけが強化されることになりました。

1999年（平成11年）の改正では、保護者の義務の一部軽減、医療保護入院、障がい者医療保健福祉の市町村の役割明記がされ、適切なサービス提供の義務づけがされました。

2013年（平成25年）に「障害者自立支援法」が一部改正となり、これは「障害者総合支援法」に変更されました。自立支援法では、障がい者及び障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように目的が定められましたが、総合支援法では「自立した」に変わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」と明記され、地域社会でほかの人々と共生を妨げられない社会的障壁の除去と理念が創設されています。

2014年（平成26年）の改正では、精神障がい者の医療の提供を確保するための方針の策定、保護者に関する規定の削除、医療保険入院の見直し等が盛り込まれました。

その後も「精神保健福祉法」は、それぞれの時代に流れに合った改革を経て現在の形になり、見直しが続けられています。

障がい者の全ての方がそうであると思いますが、精神障がい者の方々も多くの困難を乗り越え、そして、その方々を支える御家族の皆さんのお気持ちは本当に苦勞をされ、どうしようもない怒りや悲しみをどこにもぶつけられず、世間から取り残されたように生きてこられたと思います。

それは、2013年に「障害者総合支援法」に定められた現在でも、当事者はもとより家族の方々も本当のことを理解されず、日夜悩み続けてみえます。まだまだ精神障がい者を十分知っていただくことができず、精神障がい者は別の社会の生き方が常識化されているようで、地域住民の理解がさ

れていないと感じてみえます。

しかし、そうではなく、地域の方々と共に生きたいと願ってみえます。家族はもちろん、当事者の実態を十分知ってもらい、正しい情報提供を地域社会に対して繰り返し、目に見える形でその人たちが置かれている状況を知らせ、親亡き後、また人権を守る観点から地域の方々に粘り強く働きかけ、地域の方々の理解と支援を求めてみえます。

市では、精神障がい者についての正しい知識の普及のため、広報・啓発活動を通じ、精神障がい者の社会復帰及び自立と、社会経済活動への参加に対する地域住民との関心と理解を深めるために努めなければなりません。

精神障がい者だけに寄らず、全ての障がい者の方々のために安心して暮らせる郡上市であっていただきたいと思います。そのためには行政のお力添えと支援が必要と思われれます。理解をされず、差別や偏見、ひきこもりが起こることもあります。地域で安心して暮らすための正しい理解や知識の普及はどのように周知をされているのでしょうか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（山川直保） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

市では、令和3年3月に策定した第6期郡上市障がい福祉計画で、障がいのある人もない人も、全ての人が人としての尊厳を持って、安心して心豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しております。

精神障がい者への理解の促進としましては、郡上ケーブルテレビの行政情報番組「健ちゃん福ちゃん」を制作し、放映を行っております。番組は、障がい者やその御家族の相談や支援を行っているNPO法人生活支援ネット・ぐじょうと共同で制作し、内容としましては、令和元年度は、精神障がい者の地域生活を支える日常生活自立支援事業及び成年後見制度についての紹介、令和2年度は、障がい福祉に関するマークとしてヘルプマークや思いやり駐車場の制度について、そして令和3年度では、精神障がい者への理解を深めていただくため、「知ってほしいな、精神障がいのこと」と題し、精神障がいの代表的な症状の解説や、それによって生じる困り事の紹介をして市民の皆さんに理解を呼びかけました。

また、市では、窓口対応する職員向けに障がいのある方への配慮マニュアルを作成しまして、身体、知的、精神の障がいのある方への対応に役立てているほか、支援が必要な人が助けを求めやすい地域づくりを目指しまして、支援を必要としている人が携帯するヘルプマークの配付、支援ができる人にお持ちいただく思いやりマーク、障がいの特徴や対応する場合の留意点などを示した「思いやりハンドブック」を作成・配付し、支援が必要な人に対して、支援ができる人が無理のない範囲での配慮や支援をお願いしております。

精神障がい者の方の自立支援としましては、自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する宿泊型自立訓練施設や、一般企業での就労が困難な場合に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型事業所での支援を行うとともに、一般企業での就労障がい者雇用を目指している方には、ハローワーク岐阜八幡や関市にあるひまわりの丘障害者就業・生活支援センターと連携を取り、就労支援を行っています。

働くことが困難な精神障がい者に対しましては、精神保健福祉士が常駐して創作的活動や生産活動の提供、障がいサービス事業所での就労体験や地域移行支援を行う地域活動支援センターがあります。

このほか障がい福祉サービス事業所を利用している方につきましては、計画相談員が日常生活や権利擁護等について支援を行っております。

御家族への支援が必要な方につきましては、社会福祉課内に設置しております基幹相談支援センターや健康課の保健師、地域包括支援センターが連携しまして家庭訪問等を行い支援につなげております。

精神障がい者の地域移行に関しましては、医療機関の退院時に関市保健所の保健師や市役所関係者、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所がケース会議を行いまして、退院後の生活について御本人に合った支援方法を検討し、退院後の生活がスムーズに始められるよう支援をしております。

今後も精神障がい者への理解を深めるため、郡上ケーブルテレビや広報誌などの広報媒体を通じた周知啓発、また地域における支援者であります民生委員、児童委員などへの啓発、各関係機関と連携しての研修会、ヘルプマークや思いやりマークの普及などを行いながら、精神障がい者の理解、自立に向けて周知啓発・支援に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 丁寧な御答弁をありがとうございます。

精神障がい者の方は、地域での理解が得られなくて、本当に大変な目に遭っているということなんです。ですので、できれば自治会長さんなりにも御相談をしていただき、こういう方がみえるということを地域で知っていただき、地域の中で皆さんが理解をしていただけるようになるとありがたいとおっしゃって見えませんでしたので、ぜひ、そういったこともやっていただけるとありがたいと思います。

また、私の近くにも心を病んでみえる方がおみえになりまして、年を重ねるごとに、親さんが年を取ってみえるので、そういうことも本当に心配なんだということも言ってみえませんでしたので、なかなか自分から相談に行くということが難しいかもしれませんが、そういう方々にも手を差し伸べ

ていただきますようよろしくお願いいたします。

誰でも安心して暮らせる郡上市であっていただきたいと思いますので、ぜひぜひ御支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問です。

去年12月30日に、私の住む中西で停電がありました。中西といっても全体ではなく、上組と中組の50軒ほどの停電でした。しかし、その停電は、夕方17時半頃から22時頃までの4時間半という長い間、停電をしていました。5分か10分ぐらいですぐに電気が来るのかな、30分もしたら電気が来るのかなと思いましたが、1時間を過ぎても、なかなか電気が来ません。中電に電話をかけてみましたが、「今、原因を探している最中です。しばらくお待ちください」とのことでした。3時間も過ぎると不安がよぎりました。隣の独居老人の方は寒くないだろうか、今、外に出て様子を見に行き戸をたたいても、慌てて転んだり、騒がしくするといけないと思い、ただ耐えていました。

上組と中組の組長さんが相談をされ、班長さんをお願いをして、各家に「中電さんは今原因を探しているので、もうしばらくお待ちください」といった伝言を電話で行いました。この電話があっただけで、皆さん、とても安心されたようでした。そして、4時間半ほどの後に電気がぱっとともりました。電気のありがたさを痛感した瞬間でした。

冬の雪の季節には、着雪などにより停電が起きることもあります。それは致し方のないことではあります。災害において、自分の命は自分で守るためにも日頃から備えは大切なことと思いますし、備えておく必要はあります。

しかし、寒い中、真っ暗闇の中で、何の情報もなく不安を抱えて4時間以上過ごすことは、独り暮らしの方や高齢者2人で住んでみえて、1人は病人を抱えているような方々にとっては、そして小さな子どもたちにとっても大変な不安でしかなかったようです。

防災も自治会に委ねられていくようになっていますが、今回は自治会長さんのお宅は停電にならなかったのに連絡も行かず、どのように対処すればいいのかも分からず、不安と混乱の時間が過ぎました。こんなときは、正確に電気が回復する時間は分からなくとも、「ただいま中部電力が懸命に原因を突き止めています。いましばらくお待ちください」というような内容で広報無線で知らせていただくことはできないでしょうか。

また、第2次郡上市総合計画後期基本計画の中に、「緊急時における情報伝達の迅速性、確実性を高めるため、市民のメール配信サービス登録者などを増やす必要があります」と掲げてありますが、こういったメール配信なども安全で安心して暮らせるよう、ほんの少しの情報提供で不安を取り除けるのであるのなら行っていただきたいと思います。大いに活用することはできないのでしょうか。

また、いざというときに慌てないようにするためにも、平時の折の訪問時に、独居老人の方々に

停電のときの行動をお聞きしておくことも大切なことではないでしょうか。民生委員の方々には仕事を増やすようで大変申し訳ありませんが、ぜひとも行っていただけませんか、担当部長にお聞きをします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えさせていただきます。

停電発生時の該当地域への広報無線による周知につきましては、電力会社からの要請に基づき行っております。電力会社からの依頼基準は、停電発生から一定程度の時間が経過し、停電区域が広域である場合や停電の原因が特定できないなどの場合とお聞きをしております。

昨年12月30日に発生した白鳥町中西地区の停電の際は、電力会社からの要請はございませんでした。このため、市としては情報を持っていませんでしたので、広報無線による周知ができなかったということで大変御不便をおかけしましたが、市としては電力会社の要請に基づいて広報無線の周知を行っておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

また、停電情報の周知は地域を限定して行う場合が多いものですから、メール配信サービスですと旧町村単位の登録者の方に情報をお伝えするということになります。このため、現在、停電情報の周知はメールでは行っておりませんので、これも御了承を願いたいと思います。

しかしながら、今回のような状況を踏まえまして、広域ではない、あるいは停電時間が予想できないなど、広報無線での周知基準に満たない場合の市民周知の方法につきまして検討をさせていただいて、さらに改善していただきたいという旨の要望を電力会社さんへ行いました。

なお、停電に関する情報は、電力会社がホームページで随時公開をしております。また、電力会社の提供しているスマートフォンアプリでは、発生復旧状況をプッシュ通知でお知らせするサービスを提供しておりますので、こうした方法も御活用いただければというふうに思います。

停電の際は電力会社が早期の復旧に全力を注いでおりますが、場合によっては長時間電気が来ないということも予想されます。いつときの停電であっても災害というふうに捉えていただいて、懐中電灯ですとかスマホの予備バッテリー、卓上コンロや灯油ストーブなどの準備を各御家庭でも行っていただきますよう、この場を借りてお願いしたいというふうに思います。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、独り暮らし高齢者の平時からの対応という部分につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

急に停電が発生した場合、独り暮らしの高齢者にとっては大きな不安を抱えられると思いますので、日頃から備えをしておくことは防災対策の一つとして大切なことと思います。

現在、市では障がい者や要介護者、あるいは独り暮らし高齢者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を対象に災害時避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の支援に活用するとともに、要支

援者自身の同意を得て、平常時から自治会や民生委員、児童委員、消防団、社会福祉協議会などへ提供して見守り活動や地区の防災活動、防災訓練の際に御活用をいただいております。

さらに、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方につきまして、地域住民や行政などによる支援を実施する際に配慮が必要な事項などを、あらかじめ把握するとともに、要支援者御本人やその御家族が、災害発生が予想される場合に取りべき行動を日頃から検討・確認していただくことを目的とします個別避難計画の作成を順次進めており、その計画を作成する過程において、要支援者御本人が備えておくべき災害時の備品や行動など確認していただいております。

また、災害時避難行動要支援者名簿の作成や毎年の名簿更新については、平時から見守りや支援をしてみえる民生委員、児童委員やケアマネジャー、障害計画相談員に名簿登録への啓発や書類作成時のサポート等の協力を頂きながら進めております。その中で、災害時の行動などについて、独り暮らし高齢者の皆様にも考えていただく機会としております。

今後も災害時避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成などを通じて、停電時の備えや行動も含めた災害時における対応を御本人が検討できるような機会をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 停電のほうなんですけども、なかなか広報無線でやっていただけないような御回答ではありましたが、しかしながら、中電さんにもよくお願いをしていただきまして、ちょっと長くなったときには、中電さんのほうからも、ちょっとした連絡をしていただけるような体制を取っていただきますと、本当に私たちも安心して、停電の折も頑張って耐えていることができると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、独居老人のことなんですけども、うちの前とちょっと奥のほうに、お二人、独居の方がみえまして、私も走って行けばいいのかなとか思いつつ、でも、夜、見えないところで走って行ったり電話をしたりするうちに、けがをされてもいけないと思って朝まで待ちましたが、朝、恐る恐るお宅にお訪ねして、お二人とも元気な姿でしたので、まずは安心をしましたが。停電時の折にどのようにしたらいいのかということをお話をお二人の方にはさせていただきまして、これからは、もし何かあっても心配は要らないよというようなお答えを頂きましたので、各地域の方にもそういったことを、安心できるようなお答えを皆さん持っていってもらえると、皆さんも安心されるのではないかと思いますので、そういったことをしていただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問です。

文部科学省調査で、本年度の始業日時点に全国公立小中学校の1,586校、5.6%で2,086人の教員

不足が生じていることが分かりました。高校と特別支援学校を入れますと2,558人の教員不足となったと報告されました。産休・育休取得者や病気休職者、特別支援学級数の増加などが教育委員会の見込みより多かったことなどが主な原因とされています。学校の先生が足りず、子どもたちにしわ寄せが起き、学びに大きな支障が起きないとも限りません。郡上市においては教員不足が生じてはいませんか。

担任の先生が突然に病休者になられたときなどに、穴埋めをされてこられた臨時的任用教員の成り手も減少しているようです。担任の先生を兼任された副校長先生もみえるとの報告がありました。過酷な仕事の量となったそうです。臨時的任用教員の確保はどのようになっているのでしょうか。

また、学校における働き方改革で仕事の量が少しずつは改善されているとの、去年の3月の定例会において答弁を頂きましたが、人材不足の原因の一つに教員の多忙化や過重労働などの厳しい職場環境が報じられ、人気は落ちてきていることもあるのではないのでしょうか。仕事に魅力を感じて教職を志す人が増えることが望ましいと思います。そして、志を高く、熱意に燃える教師をたくさん育てていただきたいと思います。

市や学校は、こういった過酷な職場とされている教員離れを食い止めるために、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 私からは、まず郡上市で教員不足が起きていないか、それと臨時的任用教員の確保について御回答させていただきます。

市では、現在、約400人の教員の方が勤務されておりますけれども、そのうち臨時的任用教員、これは常勤の講師の先生などでございますが、その臨時的任用教員の数は53人であります。その内訳は、教諭38人、養護教諭5人、栄養教諭2人、事務職員8人というふうになっております。そのうちの2人は、年度途中で欠員が生じてから補充として任用した常勤の講師であります。

来年度、令和4年度は市全体で44人の臨時的任用を予定しておりますが、既に任用予定者は決まっております。教員不足は現時点では生じていない状況です。郡上市において、この教員不足が生じていない要因の一つに、退職された先生方が、その経験を生かして多く活躍していただいていることが挙げられると思います。

しかしながら、教員免許を持っておられても別の仕事をされている方ですとか、介護などによって常勤の勤務が難しい方もありますので、実際、年度途中で急に欠員が生じたとき、すぐに臨時的任用教員を確保することは、なかなか難しい場合もあると考えております。それでも欠員が生じたときは、現場の負担を軽減するとともに、子どもたちの学びに支障がないよう人材バンク登録者ですとか、退職教員のリストから候補者に個別に声をおかけし、人材を確保できるように努めることとしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 続きまして、私のほうから、過酷な職場とされている教職についてはどうかというような質問に対してお答えしたいと思います。

まず、教員離れを食い止めるための手だての一つともなり得る郡上市における学校職員の働き方改革の現状についてでございます。以前は過労死ラインなどと言われるような言葉もよく使われて、実際に郡上市においても月時間外勤務時間が80時間以上の教員が多数おまして、そういう人を、まず減らそうということで取り組みましたが、最近では、——年によってももちろん異なりますが——1%から7%以内ということで、1割を大きく切るようになってきて、最近では、それに加えて時間外勤務45時間未満の教員を増やそうと、少しでも早く帰れるような教員を増やそうというような取組になって、小学校では令和2年度は45時間未満が82%、今年度は84%ということ、それから中学校は令和2年度が59%、今年度が60%ということで、本当に少しずつですが改善されている現状にあります。

このことは教職員だけでなく、子どもたちや保護者にもしっかりと伝えて、一部のマスコミのブラック情報というのに振り回されることのないようにはしていきたいと、そういうことは今後思っております。

それから、学校では地域で活躍している様々な方を招いたりして、あるいは（ ）、見学に行ったりして勤労体験学習というのをやっているわけですが、将来の職業について考えるキャリア教育の中で、教員というのは、子どもたちの最も身近なところで働いている大人であります。ですから、教師自身が子どもたちに魅力ややりがいを語ることで、それから笑顔で子どもたち児童生徒の前に立つことで、やっぱり子どもたちが将来教職を志したいと思っている、そういう子を増やすことが大事だと考えています。

実際、教師を志望している学生に志望理由などを聞くと、すてきな先生に出会ったこととか、そういう理由がかなりあります。全国的に見ても、一時は、子どもたちの将来になりたい職業から消えていた教員でございますが、2021年の第一生命の調査では、「大人になったらやりたいもの」に、小学校の男の子では10位に「教師・教員」が、女の子は2位、男子の中学生は9位に、女子は5位ということで、やや挽回傾向にあるということも事実ではございます。

郡上市の教職についての課題ということなんですが、年齢構成というのに非常にいびつな点がありまして、これは全国的な傾向でもあるんですが、30代後半から40代前半の一番中堅どころといたらいいですか、そういう教員が非常に少ないということでございます。各年齢で、例えば42歳とか43歳とか、各年齢で、少ない年は2人程度しかいないと郡上市中で。多くても数名ということが、その間ありまして、それを何とか、これから増やしていかなくちやいけないということなんです。

それで、先ほど言いましたように、やっぱり大事なことは子どもたちにとって魅力ある教師と思

えるようなこと、それから郡上学などを中心に魅力ある学校、学校は魅力があると、そういうようなことを思わせるという意識が一番大事であると考えて取り組んでおりますが、その制度の一つと言えると思いますが、今年度、郡上市在住または郡上市出身者で岐阜県の教員採用試験を受験した方は20名みえます。これは高校も入れてですけど、高校は若干少ないです。これは、校長会がそういう方たちを、希望者を募って採用試験の研修を希望者に行っておりますので、それに参加した方の答えた人数でございますので、その研修に参加していない大学生などを含めると、これよりももう少し、今年度受験された方は多いということで、これについても、少しずつではありますが成果として出ているんじゃないかと考えています。

教育委員会としまして、これからも子どもたちが憧れを抱くような魅力ある教員が育つような、いわゆる研修の工夫であったり、それから訪問による具体的な指導や激励などを継続していかねなければならぬと考えています。

例を挙げますと、研修といいますと一律に何か資料を使って部屋で——私、前も答えたと思いますが、郡上市なんかは郡上おどりができたときには、郡上おどり研修といって、若い先生方に全員浴衣を着ていただいて、郡上おどりの特訓をして、実際に郡上おどりのコンクールに出させていただくとか、郡上市内のいろんな、郡上学の「郡上かるた」にあるようなところを回って、遠くは石徹白の石徹白大杉まで登って行ったり、そういうこともやって、先生たちにそういう研修もやって魅力づくりというんですか、そういうことも力を入れております。

そういうふうなことで、質の向上を図ることが一番だと考えていますし、また、保護者や地域の皆様にも、やっぱり学校の魅力を伝えられるような校長というか、カリキュラム・マネジメントの力のある管理職というのを、これから育成していかねばならないと考えていますので、そういうことにも力を入れていく所存でございます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

郡上市では教員不足はないということでしたので、本当にありがたく思います。また教育長のお話からなんですけども、これはちょっとテレビで拝見したときのことなんですけど、やっぱり先生の仕事は大変であると。それでも、ちょっとした手助けがあると本当にスムーズに仕事できて、どの先生も早く帰れるようになったというようなことをやってみえましたので、たくさんの臨時教員の方もおみえになるということでしたので、ぜひそういう方にもお手伝いをいただきまして、そういう方にできることをやっていただき、教師は教師のすべきことをやっていただき、そして教育長がおっしゃられたようにすてきな研修もやっていただき、郡上市では教員不足も生じないし、誰

もが先生を慕い、和やかな雰囲気ですぐに学校の生活が送れるというような、本当にそんなことができる
といいと思いますので、ぜひぜひ、より御尽力をお願いしたいと思います。

すいません、時間も参りましたので、以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時18分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員